

「宗旨建立七百五十年慶祝記念開宣大法要」における

御法主日顯上人猊下の御説法に対する

離脱僧らの邪難を粉碎す

日蓮正宗青年僧侶邪義破折班

「宗旨建立七百五十年慶祝記念開宣大法要」における

御法主日顕上人猊下の御説法に対する

離脱僧らの邪難を粉碎す

日蓮正宗青年僧侶邪義破折班

目次

総論	1
「開宣大法要」及び御法主日顕上人猊下に対する 悪辣極まる自称「日蓮正宗改革同盟・青年僧侶改革同盟」の邪難を粉碎す	13
「開宣大法要」及び御法主日顕上人猊下に対する 悪辣極まる自称「憂宗護法同盟」の邪難を粉碎す	51

総論

宗旨建立七百五十年の大佳節を慶祝申し上げる大法要は、三月二十八日の「開宣大法要」を嚆矢として肅々とその幕を開けた。御法主日頭上人猊下大導師のもと総本山客殿において、慶祝記念局委員長藤本総監、以下山内・全国の僧侶、法華講総講頭柳沢喜惣次氏をはじめとする全国の法華講支部の代表、海外九カ国の信徒代表、総勢三千数百名による僧俗和合の姿をもつて盛大に奉修されたのである。

この「開宣大法要」において、御法主上人は、『清澄寺大衆中』を拝読され、約一時間二十分にわたり甚深の御説法をあそばされた。御説法の中で御法主上人は、「三月二十八日に開宣の義において大法要を執行することは、宗史の上の重大な見解によるものである」と仰せられ、宗祖日蓮大聖人の建長五年の宗旨建立が三月と四月に亘って拝せられること、三月と四月の開説における微妙にして甚深の違いについて、御書、御開山日興上人の『安国論問答』、第四世日道上人の『御伝土代』、第三十一世日因上人の『三四会合抄』等をもつて論証あそばされたのである。

御説法は甚深にして精密であり、まさに血脈御所持の御法主上人がその御仏智によって、時に応じて下種仏法の大事を開陳あそばされることを、改めて目の当たりに拝したのである。宗旨建立七百五十年の大佳節に当たって宗旨建立に関する深義を申し出だされることは、誠に不思議と拝するほかはなく、またその内容は文・理・現の三証に照らして曇りなく、実に解りやすく明瞭な御教示であり、聴聞した僧俗一同も、後に『大白法』や『大日蓮』で拝読した僧俗も、等しく大歡喜したのである。

論

総

このような「開宣大法要」の御説法であったが、悪鬼入其身し、不信大謗法団体・池田創価学会の走狗になり下がった貴殿らは、三月二十八日宗旨建立の甚深の意義を拝し得ず、したがって御報恩法要を行うこともできなかったことの言い逃れのためか、「開宣大法要」を奉修したことで、その砌における御法主上人の御説法を誹謗する文書を、四月十三・十五日付で送付してきた。差出人である元日蓮正宗僧侶の貴殿らは、『日蓮正宗改革同盟・青年僧侶改革同盟』『憂宗護法同盟』を名乗り、文書は『日頭の「立宗二回説」の邪義を破す』『糺問の書』と題している。

これらの二書は、一読して、信仰を失った者達の不純さを示す、見るに耐えないお粗末な内容となっている。

総じて貴殿らの主張は、何が何でも御法主日頭上人に難癖をつけたいとの思いから、悪口三昧をすることに終始しており、その論旨は基本の一線において、救い難い欠陥があることを露呈している。それは何か。すなわち大聖人、日興上人以来の血脈相伝の仏法への純粋な信仰・信解を欠いていることである。いふなれば、貴殿らは屁理屈をならべて、誹謗中傷することはできても、その当所に自ずから正しい信仰の立脚点に背反していることを忘れているのである。

日頭上人の「開宣大法要」における御説法、その内容とする「三月」「四月」両度の宗旨建立の意趣も、これ悉く日蓮大聖人と日興上人の仏法相伝に対する絶対の信仰を基とされているのである。貴殿らには残念ながらこの信仰のカケラも存在しないから、日頭上人の御指南を、貴殿ら自ら、曲げに曲げて悪口雑言に終始しているのである。

貴殿らに正しい信仰が微塵もないことは、日亨上人も正文書とされ真筆と認定されている日興上人の『安国論問答』についての的はずれなケチのつけ方に明らかである。日興上人の御正筆まぎれもない『安国論問答』に『清

澄寺大衆中』の文と、その順序まで同じ宗旨建立の文があることは、日興上人が『清澄寺大衆中』の文を御覧にならずに書き入れられることはあり得ないのである。その『安国論問答』に「三月」とあり、また日興上人御筆記の『御義口伝』にも「三月」、さらに日道上人の『御伝土代』にも「三月」とあるお示しを拝するとき、信仰の上からこれを素直に拝し奉ることこそ純粋な信仰のあり方である。したがって『清澄寺大衆中』の文がまさしく三月であつたことが証明される。

御法主日興上人はその上から、先ず三月に仏恩報謝の法要を奉修あそばされたのである。しかも「四月」の宗旨建立を否定して「三月」の「開宣大法要」を修されたのではなく、「四月」にはさらに「特別大法要」として念入りに奉修あそばされている。このことから、日興上人が仏恩報謝のお心によつて「開宣大法要」を奉修あそばされたということは明らかである。

日興上人『安国論問答』の「三月」、日道上人『御伝土代』の「三月」を正しく信の一念をもつて拝するとき、「三月」の宗旨建立の意義を我らも拝感するものである。貴殿らは、唯我与我の僧宝にまします日興上人に対し奉る信に欠けるため、まるで見当違いな誹謗をもつて宗旨建立の「三月」の文を疑問視するまでに至る。その狡猾な心底、不信心の雑言、誠に哀れというほかはない。

また御先師の中にも、宗旨建立に「四月」をお示しの方もあるが、「三月」を否定あそばされるものではない。それは時々の御指南によることであるが、今、宗旨建立七百五十年の佳節を迎えるとき、日興上人が、「三月」の宗旨建立に関する最も根本のお示しとしての日興上人、日道上人の処へ立ち戻られ、「三月」を、また「四月」を共に御報恩申し上げることこそ、誠の信力の発露と拝するものである。

このような甚深の御指南は、信心のカケラもない貴殿らの到底及びもつかぬところであり、貴殿らの三同盟は、

いたずらな悪口雑言をまき散らし、三途の因を作る妄者集団と指摘しておく。

まず『日頭の「立宗二回説」の邪義を破す』(以下『二回説への邪難』と呼ぶ)は、とても曾て僧籍にあつた者の書き物とは思えぬ低劣な悪口の羅列に終始しており、特に許し難いのは、血脈相伝の仏法を承継あそばされる御法主日頭上人猥下に対する擲揄と誹謗である。後にも述べるが、このような行為は大聖人の仏法の根幹に対する反逆と挑戦である。

また、自ら御歴代上人の弟子であることを放棄しながら、厚顔無恥にも御歴代上人の御指南の中から、自分らに都合のよい文章だけを血眼になつて探し、切り文して恥じぬ貴殿らの所業こそ餓鬼畜生の姿そのものである。貴殿らの言は出家であつたことすら忘れ果てた、三途に彷徨^{さまよ}える忘恩の還俗者の妄言というほかない。

かたや『糺問の書』(以下『糺問の邪難』と呼ぶ)は、大謗法の身延日蓮宗の僧侶達の文献を、殊更に有り難がつて依拠としており、その邪宗僧侶に対する詭曲の姿と、彼らと同轍の欺瞞と偏見に基づく論旨は、日蓮宗身延派への入門志願者さながらの謗法と同作文と呼ぶのが相当の代物である。

ところで貴殿らの二悪書を比較するとき、その誹謗の根拠、つまり邪難の筋書きの中心的部分は、『糺問の邪難』のほつにある。当然『二回説への邪難』も、それを背景にしているのであるが、まともに邪難の筋書きを述べてはいない。しかし、下種仏法への背反という点では、むしろ『二回説への邪難』の方がより悪質である。それは日興上人以来の血脈相伝そのものに対する誹謗中傷であり、なし崩しに血脈の尊厳を貶めんとする邪念と悪意に満ちているからである。

すなわち、貴殿らの『二回説への邪難』中においては、至るところで性懲りもなく、御当代日頭上人に対して「血脈詐称の偽法主」と悪態誹謗を重ねていることである。もっとも『糺問の邪難』においても最後に同様の誹

謗をしており、ここでまとめて鉄槌を加えておく。

周知のとおり、御法主日顕上人は、御登座以来、明確に日達上人より付嘱を受けられたと仰せられ、今や二十三年もの間、正統血脈の上に本宗を董しておられる。にもかかわらず、日顕上人を詐称法主呼ばわりする貴殿らの言には、重大な二つの欠陥が存するのである。今それを指摘しよう。

その理由は、御法主日顕上人を詐称法主だということは、取りも直さず、「日顕上人は日達上人より相承を受けていない」と貴殿らがいつていることにほかならない。その言をなす以上、貴殿らは当然、次の二つの何れかを是認しなければその論は空論となり、成立しない。

一つは、日顕上人が御相承を受けていないと貴殿らが主張する根拠は、日達上人が他の誰人かに御相承をされていたという場合であり、それなら、貴殿らが責任をもって明らかにその名前を挙げるべきである。

二つには、もしそうではないのなら、貴殿らが日顕上人について御相承を受けていないと主張することは、日達上人が日顕上人にも、また他の誰人にも相承をされずに御遷化あそばされたと主張していることになるのである。二十年の長きに亘って宗門を董され、大法を常に心におかけあそばされた日達上人が、後継の方を決定せず、御遷化されたということを主張するなら、それは日蓮正宗の御法主として絶対になさねばならぬこと、すなわち宗祖以来の血脈相承の大事をおろそかにした無責任な御法主であると、貴殿らが日達上人を誹謗したことになる。日達上人に対し奉るこれ以上の冒瀆があり得るだろうか。

さらにはそのみに止まらず、宗祖大聖人、日興上人以来正系宗門七百年の血脈相承が、日達上人の代に断絶したと貴殿らが主張していることになるのである。これは日達上人を限りなく誹謗することであり、剩え日蓮正宗七百年の正統血脈の断絶を恐れ気もなく主張しておいて、それで何の「改革同盟」か、誠に聞いて呆れる話である。

論

総

それとも日顕上人詐称法主論を真つ向から振りかざしつつ、日蓮大聖人以来の正統の血脈相伝がどのようにして存続することが可能なのか。できる筈はないが、できるといふなら堂々と開陳してみよ。

恐らく大聖人直結の邪論を振りかざし、門外漢にして邪智奸曲の池田大作を大聖人と同等の法華行者とし、仏法絶対者として奉るくらいのことであろう。池田大作がその規則・会則の改悪などにより、創価学会を私物化することはできて、日蓮正宗とその正統血脈を乗っ取るなど絶対にできないのである。

ともあれ御法主日顕上人を血脈詐称というなら、日達上人からの御相承の有無について貴殿らの見解をはつきりすべきである。それを曖昧模糊として論じもせず、単に日顕上人の血脈詐称をいうことは、全く道理に合わない誹謗中傷であり、貴殿らの誹謗の目的が、日蓮大聖人の血脈相伝の仏法の破壊にあることを自ら証明するものと呵責しておく。

また、もし貴殿らのような捏造者の常として、以上二つの問いに対する答えを限定されるのを嫌って、「日達上人が誰人に相承されたかは判らないが、当然相承はあったと思う。しかしそれに答える必要はない」というような訳の分からぬ遁辞を構えても、貴殿らが日顕上人を偽称法主と断定する限り、則ち日顕上人に相承はなかったという限り、その言い訳は通らない。「日達上人から誰人かへの相承があったと思つ」といふとしても、それが明確にできない以上、苦し紛れの言い訳にすぎず、まして御相承という大事に対する言として無責任極まる卑怯なごまかしとなる。

また「誰に御相承されたか判らない」というなら、日達上人から日顕上人への相承があったかなかったかも貴殿らには同様に「判らない」はずである。したがってそれについて日顕上人が「詐称した」、つまり「御相承がなかった」と断定するのは明らかに自語相違ではないか。いわゆる認識がない（わからない）のに評価する（詐称

法主」という矛盾が存するからである。さらに「答える必要はない」という無責任な言を吐くとすれば、非難しておいてその理由を又ケヌケと頼被りする卑怯極まるものとなる。

たびたび述べるとおり、日顕上人は御登座以来、日達上人より御相承を受けられたことを明言あそばされているのだから、日達上人が御相承に関して必ず誰かにお譲りされねばならない以上、貴殿らが日顕上人を詐称法主として、「御相承がなかった」といつておきながら、日達上人の次の方への御相承のあり方について「答える必要がない」ということは成立しない。

問題の御相承ということは授者と受者の相関関係に存する。故に日達上人を論外にして、日顕上人のみの血脈の有無を論ずることは、全く理に合わない。したがってそれは例えば、ある人を「盗人だ」といつておいて、その者に「いつどこで何をしたから盗人なのか」と問われたとき、「答える必要がない」というのと同じことになり、根拠のない悪口にすぎないものとなる。

次にもし貴殿らが、日顕上人が血脈を詐称されたという理由として、「日達上人が造られた建物を破壊したからだ」とか、「広宣流布の団体創価学会を破門したからだ」とか、クロウ事件などの事実無根の誹謗をその理由に持ち出すとすれば、それらは問題の本質が全く別である。

よく筋道を考えてみよ。建物が建て替えられたのは、それぞれそれなりの理由があつたからである。日顕上人が日達上人に対する個人的感情でなされたものではない。またそれらは日達上人が造られたというより、仏法の大反逆者池田大作が寄進したものであり、特に正本堂の解体は池田大作の仏法違背による意義の喪失が原因であり、万代に亘る正法蔽護と広宣流布のためであつた。

論

総

特に仏法の絶対性による令法久住の精神より拝すれば、血脈相伝の御歴代上人はすべて一体の境地にあらせら

れる。既に御遷化あそばされた御歴代上人、そして日達上人のお心と、大法の興隆を念ぜられて進ませ給う御當代日顕上人のお心は、令法久住の上において一体であり、いささかの齟齬もおわしませないのである。故に建物が仏法の意義の上から変更されたことにより、日顕上人の血脈が喪失したなどということはあり得ない。問題の本質をすり替えて誹謗の根拠となすなかれ。

創価学会を破門したことを理由とする邪難も同様である。日達上人の御代における反省懺悔を無残にも反故にし、三宝破壊の謗法路線をもつて、宗門に公然と反旗を翻したのは池田創価学会である。自ら破門の原因を作っておきながら、日顕上人を逆恨みするとすれば筋違いも甚だしいといふべきである。大謗法を犯した創価学会を破門したことによって、下種仏法の血脈がなくなるなどということはあり得ない。

さらに創価学会はクロウ事件などの事実無根の報道により、長年に亘って御法主日顕上人を散々に誹謗中傷してきたが、そんな事実無根の報道が血脈詐称の根拠になり得る筈もないのである。

ともあれ、先には日顕上人を法主として尊重し、今は血脈詐称の法主ということは、池田創価学会や貴殿らが、変節極まりない己義の意見で血脈の有無を論ずることである。その誹謗の言はまさに真実に背くものであると指摘するものである。

もしそれでも日顕上人を詐称法主と言い張るなら、以上の諸々の指摘に対してごまかしでなく堂々と反論してみよ。それができないなら、貴殿らがほしいままに日顕上人を詐称法主と呼ぶことは、何れからしても道理が立たず、独断と偏見に尽きるのである。血脈不断に心を碎かれた日達上人をはじめ、御歴代上人、さらには宗開兩祖のお怒りは明白であり、「三途の因をいよいよ増加することになる」と警告しておく。

次に『糺問の邪難』中での貴殿らの論法は、現存する御真蹟のみを絶対視するものであり、御真蹟のない御書

を軽視、乃至否定するという偏見に陥っている。

もし貴殿らの論法でいうならば、明治八年に身延山の失火で御真蹟を焼失した『開目抄』の価値はどうか。何でもいいたい放題の貴殿らでも、さすがに御真蹟がないので『開目抄』は信憑性に欠けるとはいえまい。たとえ御真蹟は焼失しても、大聖人の真書であるならば、その御書には大聖人の尊い御意志と法義が永遠に具わるのであり、まさに仏の金言として尊ばねばならない。当然のこととして、『開目抄』と共に、同時に焼失した『清澄寺大衆中』についてもまた同様である。

貴殿らの御真蹟絶対視の論法は、曾て身延日蓮宗等の邪宗不相伝家が、本宗の相伝書や自分たちに都合の悪い御書を否定するときに使った常套手段と同じであることをよもや知らない筈はあるまい。しかるにこのような邪難を恐れもなく行うこと自体、貴殿らが次第々々に、身延と同穴の謗法者となっている証拠である。

宗旨建立に関しては、「三月二十八日及び春（三月は春）」とする御書と、「四月二十八日及び夏（四月は夏）」とする御書とがあるが、御法主上人が三月二十八日の宗旨建立についての論拠とされた御書『清澄寺大衆中』『大白牛車書』『御義口伝』『破良観等御書』のうち、特に三月二十八日に宗旨を建立あそばされた詳細な記述の存するのは『清澄寺大衆中』であり、よって貴殿らは邪難の中心に『清澄寺大衆中』の否定を据え、不当姑息にも不相伝家の論法を使ったのである。

また日興上人御直筆の『安国論問答』の記述中にも『清澄寺大衆中』の宗旨建立に関する御文が正確に引用されているが、その中にも明確に「三月二十八日」と記されているのである。

論
総

まさに『清澄寺大衆中』の宗旨建立の文と、日興上人御直筆『安国論問答』の文は、「建長五年三月廿八日」「安房國」「東条郷（郡）」「清澄寺」「道善房」「持仏堂」「南面にして」「浄円房並大衆」の語まで、その語彙の配列順

序を含めて殆ど同一であり、これは日興上人が『清澄寺大衆中』の文を予め拝読されており、そのとおりお書きになられたことを示すものである。これを今回、はじめて指摘なされたのが日興上人であられる。両書の同一の文章と、その指し示す意義は、今まで誰も気付かず論じられることもなかったと思われるが、ここに『清澄寺大衆中』の宗旨建立の御文が、まさしく三月であったことの明証となることを発見されたのである。悪口雑言のみをこととする貴殿らに、御法主上人のような信仰による眼力を求めることは土台無理であろうが、虚心坦懐に自らの不明を恥ずべきである。

しかるに貴殿らは、『安国論問答』末に日興上人の署名、花押等が欠けていることをあげつらって致命的な欠陥などと述べ、さらに、『堀上人は同書内(興師詳伝四二三頁)に、民部阿闍梨日向の金網集内の全き類文が混入していると指摘している』として、『安国論問答』がいかに日興上人の御筆ではないと誤解させるべく邪難している。

しかしこれは素人だましの稚拙な論である。なぜならば第一に、『安国論問答』は日興上人が『日興上人詳伝』の論証資料中の「正文書」として挙げられており、「現存大石寺の興師正本」と明確に断定されているのである。

第二に、ここに引用する日興上人の記述の意味は、日向筆の『金網集』と同じ内容が『安国論問答』に存すること、日興上人も日向も共に「大聖人の御抄録のなかり転写したもの」ということであって、逆に『安国論問答』が日興上人の御直筆であることを証明されている内容なのである。

したがって、『安国論問答』は日興上人の御正筆であることは疑いなく、その中の宗旨建立に関する「三月二十八日」等の記述は、日興上人が『清澄寺大衆中』を披見された上での正確な御筆記であることは明白である。よって、『清澄寺大衆中』の曽存した御真蹟が「三月二十八日」であったことも疑いを挿む余地はないのである。

また、日興上人が『日興上人詳伝』において、『安国論問答』中に「聖人之を注し坐す」との記述があることを

もつて、『同問答』の内容のすべてを、池上本門寺における大聖人最後の御講義の「筆記」そのまますることに
は考証の余地を残すとされているのに対し、貴殿らはこの記述がまるで『安国論問答』の日興上人御直筆たるを
疑わしめるものであるかの如き誣言を吐いている。

このようなことは『日興上人詳伝』を読めば誰でも分かることであるにもかかわらず、日亨上人の文意を曲解
してまで日興上人の御直筆であることを疑わせようとするところに、貴殿らの姑息にして邪悪な意図が明々白白
である。

さらに、日道上人の御正筆であり、日蓮門下最古の史伝書としての権威を誇る『御伝土代』にも、『清澄寺大衆
中』と同じく「建長五年みつのとつし三月廿八日」と記されている。

このように、「開宣大法要」における御法主上人の御説法の論拠は微動だにしないのである。

御法主上人は御説法の結論として、三月と四月の宗旨建立の意義について、

「すなわち三月は法界に対する内証の題目の開宣で、四月は外用弘通の題目の開示であり、三月は顕正に即
する破邪の説法を面とされるのに対し、四月は破邪に即する顕正の説法が面となり、また三月は別して少機
のために大法を示し、四月は万機のために題目を弘通せられる等の区別が拝されます。特に『清澄寺大衆中』
の文が三月二十八日と確定するところ、三月にも説法を行われた上から三月と四月の両度にわたる仏恩報謝
の大法要を執り行うことは、誠に適切であると信ずるものであります」（大白法五九五 四）

と述べられており、三月・四月それぞれに甚深の意義が拝せられるのである。ここより立ち返って拝考すれば、
古来、宗旨建立の御報恩法要が、三月に行われたり、四月に行われたり、両月に行われたり、さまざまであった
史実の、その理由が自ずから明らかである。

論

総

それはその時々々の御法主上人が血脈相伝の御内証から時機を冥鑑あそばされて、三月・四月両義において、時機相応の意義を面として、宗旨建立法要を奉修されたと拝すべきである。すなわち三月奉修には「法界に対する内証の題目の開宣・顕正に即する破邪・別して少機のために大法を示す」等の意義が面となり、四月奉修には「外用弘通の題目の開示・破邪に即する顕正・万機のために題目を弘通」等の意義が面となり、両月奉修には両義の顕彰が拝せられる。

またこれらの意義にはさらに隠顕の二義が拝せられるのである。つまり、第三十一世日因上人が、

「但し、四月二十八日の外用方便の題目の中には、御内証真実の本門の題目を含有する也」（大石寺感）と仰せのように、三月のみ、あるいは四月にのみ奉修された場合でも、顕れた一義に隠れた一義を合わせ含むのであり、隠顕の二義をもって、宗旨建立の意義が具備されているのである。

貴殿らは、御法主上人の、三月二十八日も宗旨建立並びに説法の御振る舞いがあられたと拝する上から、御報恩のため三月二十八日に「開宣大法要」を行ったことについての甚深の意義を拝せず、仏恩報謝を奉修あそばされた御法主上人に対して、謂われなき誹謗と中傷を行ったことを衷心より懺悔し、直ちに陳謝すべきことを通告するものである。

次に貴殿らが臆面もなく、御法主上人、及び宗内に送付してきた『二回説への邪難』と『糺問の邪難』につき、その欺瞞と虚構を徹底的に破折する。

「開宣大法要」及び御法主日顕上人猥下に対する

悪辣極まる自称「日蓮正宗改革同盟・青年僧侶改革同盟」の邪難を粉碎す

(文中網掛けの部分は離脱僧の邪難である)

今般、血脈詐称の偽法主・阿部日顕が、自らの増上慢、保身、名聞名利、そして先師への嫉妬の念やみ難く、まったく突然に従来の化儀を改変し、三月二十八日も立宗七五〇年の慶讃法要を行うという奇行に及んだ。

過去の歴史を見ると、宗門より異流義と化した輩が必ず構える疑難が、貴殿らの主張する血脈相承の否定である。先にも述べたが、御法主日顕上人が、第六十六世日達上人から金口嫡々の血脈相承を受けられ、第六十七世の法統を嗣がれたことは厳然たる事実である。彼の自称「正信会」騒動の時、池田大作や創価学会、及び未だ宗内に籍をおいた貴殿らが、あれほど御法主日顕上人への信伏随従を声高に主張したことをよもや忘れたとはいえないであろう。

御法主上人には、宗旨建立七百五十年の大慶事に当たり、仏恩報謝の意義に基づかれ、四月二十八日は当然のことながら、宗史上の重大な意義を拝され、三月二十八日にも大法要を行われたのである。したがって貴殿らの「化儀改変」の誹謗は全く当たらず、「化儀整足」と拝信すべきである。しかし、その甚深の御指南を拝せぬ敗

種にして不信心の貴殿らには、この大報恩行が奇行に見えてしまつらしい。何とも哀れな話である。

宗門において、僧俗挙げた全山の行事として宗旨建立法要が行われるようになったのは、昭和二十七年の「宗旨建立七〇〇年慶讃大法要」からである。それ以前に宗旨建立の法要が行われたとしても、本山の御影堂に山内近郊の僧侶等が集つて修される簡単な勤行法要程度であり、もちろんそれも四月二十八日の一回のみであった。宗門の「宗制」に寺院法要が明記されたのは昭和一六年二月改正のものからであるが、その「恒例法要」の項には「建宗会 四月二十八日」と記載されている。このように、宗門の歴史において広宣流布のための宗旨建立法要を本格的に行うようになったのは戦後からであり、しかも宗門は歴史的にも三世・日因法主の「三四会合抄」に「予・・・初めて三月二十八日宗旨建立の法会を興行す」（同、上巻五丁）とあるごとく、ごく一部の例外を除けば、長らく四月二十八日に法要を行ってきたのである。

まず貴殿らの言い分は、御開山日興上人以来、広宣流布の時の来ることを待ち望まれつつ、孜孜嘗々と令法久住に勤しまれる中、宗旨建立会を厳修あそばされた歴代の御法主上人に対し、無礼極まるものであると申しておく。

宗旨建立の御報恩法要は上古より現在に至るまでの長い宗史上、三月二十八日に行われた時もあれば、四月二十八日に行われた時もある。また両月に亘って行われた時もあったのである。このように法要の奉修された日は異なっても、御報恩の意義は少しも変わらないことを、御法主上人には、今般の「開宣大法要」において御指南なされたものである。

先にも述べたように、御開山日興上人の御筆記、また第四世日道上人の史伝書にも宗旨建立は「三月二十八日」との記述があり、さらに第二十五世日宥上人の時代の記録にも、やはり三月二十八日に宗旨建立会が行われている記述がある。また、第三十一世日因上人は『三四会合抄』を著されて、三月と四月両月の意義を述べられ、第三十三世日元上人御筆の『年中行事』には、三月二十八日と四月二十八日の二回、宗旨建立会が行われている記述があるのである。これらの記述は明確に、宗門においては古来、宗旨建立会は、三月二十八日に行われていたことを示すものであり、且つ四月二十八日にも奉修した事蹟も認められる。また、宗旨建立会は年に一度（二回の時は二度）の報恩行であるから、古来、御法主上人の大導師による奉修であったことはいつまでもない。

貴殿らは、「宗門は歴史的にも（中略）ごく一部の例外を除けば、長らく四月二十八日に法要を行ってきた」とか、或いは、僧俗挙げた全山の行事として宗旨建立法要が行われるようになったのは、創価学会が登山するようになった後の、「昭和二十七年の『宗旨建立七〇〇年慶讃大法要』からである」と主張するが、この言い分は、御開山以来の宗史に反する妄言である。

なお、明治三十五年の宗旨建立六百五十年の佳節の年には、御影堂の大改修による営繕落慶法要が、第五十六世日応上人のもとに盛大に奉修されている。

また貴殿らは、「宗門の歴史において広宣流布のための宗旨建立法要を本格的に行うようになったのは戦後から」などといっているが、本宗における法要において広宣流布を度外視したものなどなく、古来、あらゆる法要が、その意義において奉修されてきたことを告げておく。

しかるところ、信なき不相伝の偽法主・日顕は、古文書等を切文して己の衒学に酔い、まったく無意味なことに、立宗の日を「三月二十八日」と「四月二十八日」の二回に分け、少ない信徒をかき集めて見栄と糧マツの大法要を二回も行わんとしている。宗旨建立の法要を二回も行うなど、宗門七〇〇年余の歴史にあつて前代未聞の珍事である。日顕自身、法主登座の翌年の昭和五五年から本年に至るまで、一度たりとも「三月二十八日」に法要などしていないことは周知の事実である。にもかかわらず、それに対しては何ら釈明も謝罪もしていない。

前述のごとく、宗門の宗旨建立会には、厳然と三月と四月の両月に行われた史実があり、貴殿らの、「宗門七〇〇年余の歴史にあつて前代未聞の珍事である」という主張は、事実とかけ離れた、或いは故意に真実を覆い隠す欺瞞である。

御法主上人は、血脈相伝の御立場において、大聖人の「三月二十八日」宗旨建立の御指南を真摯に拝され、その意義をも深く顕彰すべきであると、本年一月二十八日に覚悟され、それについて一月三十一日の唱題行の砌、或いは二月八日の緊急指導会の砌に「開宣大法要」奉修の意義を述べられたのである。大聖人の御事蹟を深く拝され、宗旨建立七百五十年の大佳節を真心から御報恩し奉ることを、誰に向かつて釈明や謝罪をする必要があるか。単なる悪口のための悪口が、このような不遜極まる贅言となる。貴殿らの惱乱ぶりには呆れ果てるばかりである。

思うに、これは一老耄の狂態であるにとどまらず、民衆救済、閻浮広布を願われた宗開両祖、先師方の御心への重大な冒瀆であり反逆である。そもそも宗門の儀式や年中行事は「広布のため」という熱誠を込めて行われるべきであり、日頭の言つごとき「儀式のための儀式」など許されないはずである。

三月二十八日に「開宣大法要」を奉修する意義については、すでに御法主上人の御説法のとおりである。「一老耄の狂態」の言辞は、そのまま「退転僧共の狂態」と貴殿らにお返しする。

また、日興上人以来の宗門の年中行事の各法要は、御本仏日蓮大聖人に御報恩謝徳申し上げることが第一義であり、そこに表裏一体の意義をなしているのが、広宣流布大願成就の熱誠である。宗門の儀式や行事は広布のためという熱誠を込めて行っていることは当然であり、それ故に、御法主上人は三月二十八日に「開宣大法要」を奉修あそばされたのである。正統宗門は法華講三十万総登山の達成をもつて、広布実現へ着実に前進しているのであり、邪教創価学会に魂を売って宗門より離脱した貴殿らに宗門の儀式を云々する資格はなく、また云々される筋合いも全くないのである。

また貴殿らは、御法主上人が「開宣大法要」を指して「儀式のための儀式」という発言をなされたことく述べているが、「文証を出せ、文証を出せ」という創価学会流の常套語にならえば、御法主上人の御指南のどこにそのような発言があるのか。はっきりした文証を出すべし。いい加減な誹謗は通用しないといっておく。

碩学・堀日亨上人が、学会版「御書全集」の編纂に際して、四月二十八日を日蓮大聖人の宗旨建立日として

統一され、戦後の歴代法主がこの日を中心に御報恩の法要を営んできたのも、ひとえに「広布を願う信心」に適っているからであり、単に文献を精査した結果でないことは明らかであろう。

ゆえに我ら日蓮正宗改革同盟・青年僧侶改革同盟は、「立宗二回説」に固執する日顕の腹黒い野心と詐術の欺瞞を白日の下にさらし、もって正法正義の一端を後世にとどめるため、ここに声明文を発表するものである。

「碩学・堀上人が統一され」というのが、『破良観等御書』の「建長五年の春の比より」（御書全集一一九三頁）の記述は、『御書全集』ではそのまま「春の比」となっている。もし日亨上人が宗旨建立日の統一を目的として、御書中の「三月」の記述を「四月」と変更したのであれば、当然『破良観等御書』の記述も「春」を「夏」とすべきである。しかるに、それがなされていないということは、『清澄寺大衆中』『大白牛車書』『御義口伝』の「三月」の御筆を「四月」とされたのは、日亨上人の変更によるものではなく、当時すでに刊行されていた『高祖遺文録』『縮冊日蓮聖人御遺文』『日蓮聖人御遺文（高佐編）』等の諸御書の同文を踏襲されたのにすぎない。どこまでも「堀上人が統一され」と言い張るのであればその証拠を示すべきであり、さらに『破良観等御書』の「春」をそのままにした理由を明確に論証すべきである。

ところで、創価学会発行の『富士宗学要集』第五巻（昭和五十三年三月発行）所収の要法寺日辰の『祖師伝』には、

「建長五年癸丑四月廿八日午の時清澄寺持仏堂に於いて一山の衆衆を集め念仏無間諸宗無得道の法門を一々に仰せ出せしなり、御年は卅二才なり」（同一七頁）

とある。ところが日辰の『祖師伝』（要法寺所蔵）の原本には、

「建長五年癸丑三月廿八日」（同一頁）

と、なんと「三月」となっている。何故このようなことになったのかをさらに調べると驚くべきことに、山喜房仏書林より昭和三十一年八月に発行された旧版の『宗学要集』第五巻には、

「建長五年癸丑三月廿八日」（同一七頁）

となっているのである。貴殿らは日亨上人が『御書全集』で宗旨建立の日を四月二十八日に統一されたというが、日亨上人が四月とされたことは、前述のように刊本諸御書を踏襲されたにすぎない。しかるに『宗学要集』の『祖師伝』の「三月」を「四月」に改変したのは、その昭和五十三年三月という発行年次からも明らかに創価学会の仕業である。いかに版權があるとはいえ、古来の史伝書をこのように改変することは許されない所業と糾弾されねばならない。創価学会は以前から、大聖人の三月の御指南を軽んじ、四月説に固執していたのである。

そもそも「広布を願う信心」に適っているのは、文・理・現の三証に照らして、本門戒壇の大御本尊のもと僧俗一致広宣流布に立ち上がっている日蓮正宗僧俗であることは明白である。それに対し、「腹黒い野心と詐術の欺瞞」で天下を誑惑しているのは、三宝不信の咎により罰だらけの創価学会と貴殿ら離脱僧であることを白日の下に晒すとともに、御法主日顕上人のもと、宗祖日蓮大聖人の正法正義を護り抜く、日蓮正宗僧俗の尊い地涌の闘いを後世への亀鏡とするため、貴殿らの悪書を徹底して破折するものである。

一、シアトル裁判の大敗北から宗内の目をそらすために発表

日顕は「三〇万総登山」を前に強行した「開宣大法要」において、『立宗七五〇年』を奉修するにあた

り、三月二十八日の意義をも検証すべきであると思った」などと述べているが、まずこれほど道理に合わない話はない。日顕が独断強行する「三〇万総登山」をはじめ、宗門においては「立宗七五〇年」への各種報恩事業の準備は何年も前から計画されてきた。日顕がもし「立宗七五〇年」を考えた末に三月二十八日の「開宣大法要」を思いついたのならば、「三〇万総登山」が八年も前の平成六年に提案されたように、もっと以前から「三月二十八日」の意義を宗内外に説明し、徹底してしかるべきである。

ところが日顕がこの説を唐突に言い出したのは、本年一月三十一日の「唱題行」においてであり、「開宣大法要」のわずか二ヶ月程前である。

御法主上人猥下は「開宣大法要」において、

「さて、本日は宗旨建立七百五十年の記念法要として、まず本年度に当たり、この三月二十八日をもって『開宣』の意において大法要を行うのでありますが、これは宗史の上の重大な見解によるものであります。したがって、この宗旨建立七百五十年を奉修するに当たり、四月二十八日はもちろんのことながら、三月二十八日の意義をも顕彰すべきであると信ずるに至ったのであります」（大白法五九五―一）

と仰せられ、その甚深の御内証より、宗旨建立七百五十年の大佳節に当たり、広宣流布のため、三月二十八日の意義を顕彰すべきであるとして御仏智を拝されたのである。したがって、その御指南がいつなされようと、それは一宗を教導あそばす御法主上人の権能であり、本宗の清浄な信仰を失った「愚痴の者共」が口を挿むべきことではない。身の程を知れとっておく。

そして、この一月三十一日は、日顕が三十数年前、アメリカのシアトルで売春婦と性交渉しトラブルになったという事件を扱った「シアトル裁判」を宗門が取り下げ、和解する日でもあった。日顕は、唱題行の最終日の話の中で「この一月三十一日という本日が、実は私にとっても非常に不思議な日なのですが」（『大日蓮』三月号、五五頁）とシアトル裁判が、実質敗訴となり、永遠に自らの恥辱が烙印される日となることを熟知し覚悟していた本音を問わず語りに述べている。

とすれば、日顕が本来、宗門において重大な化儀変更につながる「立宗二回説」について事前に周知徹底する期間も設けず、「立宗七五〇年」の間際に突如発表した訳は明白である。「シアトル裁判」が東京地裁で完全敗訴、二審も敗訴必至とあって「原告でありながら提訴を取り下げ和解に応ずる」という実質上の大敗北を呑んだ日顕が、宗門内の動揺を抑えるために「目くらまし」として打ち上げた花火が「立宗二回説」に他ならないのである。事実、日顕が「立宗二回説」を正式に発表したのは、シアトル裁判敗北の言い訳をするために開かれた、本年二月八日の「緊急指導会」の場においてだった。その指導会では、日顕が東京地裁の裁判長から「シアトル事件が真実である」と認定されたにもかかわらず、それを覆せず訴訟を取り下げた、という点について、日顕ら執行部が宗内僧侶・法華講幹部に何らかの弁明・謝罪を迫られていた。

だが日顕は自ら起こした破廉恥騒動にはほとんど触れず、「今年は三月二十八日に『開宣大法要』と名付けた法要をやる。これは唱題行をしていた、去る一月二十八日に思いついた」などとまったく裁判と関係ない話を冒頭から切り出して、宗内僧俗を呆れさせた。百歩譲って“思いつき”だから急に発表した、と日顕

がいつのならば、「シアトル裁判敗北のための指導会の席で、なぜ本来なすべき裁判関係の話を申し訳程度にとどめ、わざわざ『三月二十八日』の説明に終始したのか」と問いただすべきである。この疑問に十分に答えないかぎり、日頭が何の脈絡もなく「立宗二回説」を持ち出し、騒ぎ始めた第一の動機は、シアトル裁判敗北への宗内の批判をそらすためであった、と断定する以外にない。

今回の「クロウ事件」和解に関して、宗門が「大勝利」を認定していることは、周知の事実である。したがって、いまさら日頭上人が「宗内の批判をそらす」必要など全くないのである。もし宗門が敗北といふのであれば、創価学会はなぜ、一審の東京地裁下田裁判長の下した勝訴判決を無効としてまで和解に同意したのか。和解は創価学会の同意がなければ成立しない。それは一審判決が無効となるからである。しかも、その和解では、言論の自由が保証されている日本において、もう二度とクロウ事件に関して意見の表明や論評をしないことを誓約し、それに加え宗門側が事件の存在を単純に否認することも、当然として了承したのである。これは誰の目から見てもこれまでの報道が信用できないことを物語るものであり、紛れもなく、二審東京高裁での創価学会大敗北を恐れての和解同意であったことが明白である。まさに創価学会側の大敗北であることは、その後の『聖教新聞』や『創価新報』にクロウ事件報道の掲載が中止されたことがその事実を物語っている。

二月八日に開催された緊急指導会の主たる目的は、この今回の和解は、あくまで裁判上の和解であり、邪教創価学会との仏法上の和解ではないことの徹底と、また裁判上の和解に至る経過の説明にあった。

指導会の当日は、秋元渉外部長の挨拶、宗門弁護団による裁判経過と和解内容の詳細な説明の後、一時間余に及ぶ質疑応答の時間がもたれた。この秋元渉外部長と弁護士各位の説明、及び質疑応答により、今回の和解の趣

旨と意義を僧俗一同が十分に了解した後、御法主上人が登壇され、渉外部長と弁護士の説明を総括する御指南をあそばされたのである。この際、御法主上人におかれては、勝訴判決以上の大勝利を収めてクロウ事件も終了し、僧俗一同喜んでこの和解を了解したことであり、折角、全国より指導会に参集した宗内全僧侶と信徒代表約千三百名に対して、未曾有の「開宣大法要」を修して深く仏恩報謝申し上げたいとの甚深の御指南をなされ、一同を温かく激励あそばされたのである。

このように仏法上の甚深の御指南を賜ること自体が、創価学会などの謗法団体との裁判沙汰の終結により、宗門の本来あるべき清浄な姿に恢復したことの証左である。したがって、貴殿らの、「裁判関係の話は申し訳程度」とか、「シアトル裁判敗北の言い訳」との言は全く当たらず、誣言も甚だしいものである。いかに謗法にまみれたとはいえ、下司の勘繰りもいよいよ加減にせよ。

二、「中興の祖」になりたい一心の日顕

また今回、日顕が珍説を唱え出した背景には、何としても教学上の功績を残して「中興の祖」と後世に仰がれたい、とのあきれた野心がある。日顕には二大コンプレックスがあり、それが異常なまでの自己顕示欲となって現れていることは、宗内の多くの僧侶が認識している。その第一は、日顕が六歳まで父・阿部日開法主から認知されなかった。というコンプレックスである。むろん世の中には、親に認知されない子として生まれた逆境をバネに大成した人も数多い。だが日顕の場合は、それが怨念となって燃え盛り、人間不信とエゴ丸出しの歪んだ人間性を作り上げることになった。日顕とその母・妙修が、猊座盗りを狙って、早くから末寺僧侶に接待攻勢をかけていたことは有名である。その結果、日顕は宗会議員になり、後

は宗内政治をうまく泳いで教学部長にまではなつた。

けれども前法主の日達上人は、日顕のさもしい性根を見破っていたがゆえに、「阿部はとんでもない」「阿部はダメだ」と事有ることに口に漏らし、まったく日顕に猊座を譲る気などなかった。ところが昭和五四年七月、日達上人が急逝すると、日顕は他の誰も名乗り出ないのをいいことに「自分が相承を受けた」と言い出し、自己申告で勝手に猊座についてしまったのである。日顕はその時から今日に至るまであらゆる裁判の場で、とくに最高裁で開かれた寺院明渡し裁判においても、「血脈相承を受けた」という客観的な証拠を何一つ出せなかった。そのため今年の最高裁で言い渡された裁判では三連敗するという大恥をかいだ。明らかに日顕は偽法主であり、それゆえに日顕の相承に対する宗内の疑惑は、常に消えることがなかった。このことがまた、日顕の大きなコンプレックスとなつた。

知られたくない出生の秘密に加え、自身が法主を詐称した偽法主である、という後ろめたさ　こうしたコンプレックスが日顕を駆り立て、名聞名利の鬼にしたのである。とくに日達上人に対しては、自分に相承を譲らなかつたという恨みから、徹底して上人の事績を破壊する暴挙に出た。正本堂、大客殿、六壺、大化城等々、日達上人の代に精魂込めて建立された近代建築は無残に破壊され、日顕が願主となつた京なめりの邪宗寺院と見まがうがごとき木造建物で、いまや本山は埋め尽くされようとしている。また必要もなく大学もどきの宗門の大学科をつくつて「創立者」気取りを演じたり、日達上人の戒壇論を否定して己義を唱えたりと、とにかく自分の名を後世に残したいばかりに、あさましい限りの横暴を働き続けているのが日顕である。

ここで貴殿らは相も変わらず、本性丸出しの実に下品下劣極まりない言辞と、欺瞞に満ちたストーリーを臆面もなく作り上げ、御法主上人を誹毀譏謗している。本宗から離脱したとはいえ、一時は袈裟・衣を着けていた身が、こつも品性下劣な人非人であったとは、呆れ果てて話にもならない。

貴殿らは「自分の名を後世に残したい」というが、それはむしろ池田大作のことではないか。大作に帝王願望があることは、宗門人、否、世間大方の認識の一致するところであるが、それが異常な程の自己顕示欲となっていることは明らかである。例えば会館の名称である。戸田二代会長が生前に自分の名前を冠して「戸田会館」などと呼ばせたことがあつただろうか。それに対し、大作は「池田文化会館」等々、なんと「池田」の名をいくつもの会館に冠して、自らを誇示している。このような自己顕示欲は尋常ではなく、並外れた勲章漁りと相まって、恐らくは世界一の名誉欲の亡者であろう。御法主上人がいつどこで宗内の建物に自らの名前を冠したか。貴殿らの言葉はそのまま池田大作に告げてやるべきである。

また貴殿らはここでも「日達上人は猊座を譲る気などなかった」「自己申告で勝手に猊座についてしまった」などと、偽法主論を振り回しているが、先に述べたとおり、では日達上人は誰人に血脈相承なされたのか回答せよ。
(本書四頁以下参照)

次に、正本堂等の建築物についてであるが、まず正本堂は池田大作の邪念・慢心が具象化した堂宇であり、また創価学会変質の機縁となつた建物であることは論をまたない。謗法と化した創価学会が、御法主上人をはじめ宗門に対し、あらん限りの誹謗中傷をしている現状に鑑み、諸悪の根源と化した正本堂を解体することはむしろ当たり前のことである。つまり、正本堂の解体とは、単なる建物の解体の意味だけではなく、池田大作らの邪念・慢心の根底にある、戒壇に対する執着とその己義をも解体したものであり、暴挙どころではなく、宗祖日蓮大聖

人も必ずや御嘉納あそばされるところの、三大秘法の正義恢復の快挙といふべきである。

また、大客殿については、阪神大震災が機縁となった耐震上の問題からの建て替えではあるが、その阪神大震災の因縁が創価学会の大謗法と深い関係があることは、曾て宗門より創価学会に対して破折の鉄槌が加えられたとおりである。「喉元過ぎれば熱さ忘れる」の譬えもあるが、池田創価学会とその一味の無慙な姿は、誠にこのとおりである。

次に六壺の建て替えと大化城の解体による大客殿前の広場整備は、共に大石寺開創七百年の記念事業である。その六壺の新築落慶法要には池田大作も参加し、しかも、「ロク壺」と、とちりながらも汗を拭き拭き祝辞まで述べたではないか。また、大化城を解体し整備した大客殿前の広場に大がかりな会場をセツトし、喜々として大石寺開創七百年慶祝の文化祭を行ったのはどこの団体だったのか。

さらに、宗門の大学科は他宗の大学と異なり、未来の竜象が、それこそ推尊入卑の恐れなく、安心して正統教学が学べるところに最大の利点がある。これこそ宗門長年の夢であり、それを御法主上人が実現あそばされたのである。この宗門の大学科、法教院の入仏式には、秋谷栄之助らも出席し、真顔で祝辞まで述べたことを忘れたのか。

そして今度は「立宗七五〇年」にあたって教学上の新見解なるものを発表し、さらなる自己宣揚を企んでいる。今回、日顕は堀日亨上人が編纂された「御書全集」が宗門の伝統を無視している、などと声高に中傷しているが、大学匠の日亨上人を超え、宗史に名をとどめたいという日顕の醜い欲望がいやらしいほどそこに見えている。じつに日顕の「立宗二回説」は、偽法主だからこそ「中興の祖」になって周囲を見返したい、という日顕の邪念の下で唱えられた悪説なのである。そしてそれは、所化小僧に対して「キサ

マ、ワシをナメているのか！」と口癖のように叫びながら中啓で頭をたたき続けるほどの、日頭の異常なコンプレックスの産物に他ならない。

御聖訓に「摩訶止観」を引かれて、修羅道とは「其の心・念念に常に彼に勝らんことを欲し耐えざれば人を下し他を軽しめ己を珍ぶこと鷄の高く飛びて下視が如し」（御書四三〇頁）とあるが、日頭ほどこの文にあてはまる人物も珍しい。最近、宗門のとある若き学僧が、「教学を真剣に学ぶと、今の本山のあり方に疑問がわいて仕方がない」と悩んでいたという。いやしくも正宗僧侶を名乗りながら、日頭「立宗二回説」のごとき伝統破壊の狂行に一人も異を唱えないとは、まことに宗門も地に堕ちたものと嘆息にたえない。

貴殿らのいう「教学上の新見解」とは一体誰の言葉か、勝手に言葉を捏造して揶揄・誹謗するのは創価学会のやり方だが、貴殿らにも遂に創価学会の毒気が骨の髄まで深入したと見える。御法主上人は「開宣大法要」において、何も日亨上人が宗門の伝統を無視しているなどとは一言も仰せられていない。すでに述べたごとく、明治の『高祖遺文録』以来、他門の御書が皆「三月」を「四月」に改変したこと、『御書全集』もその流れの中で「四月」を踏襲していることを事実にして仰せられたにすぎない。

今回の三月二十八日の「開宣大法要」における宗旨建立二回説について、宗内に一人も異を唱える者がいないということは、取りも直さず、宗内僧俗が御法主上人の御指南が正当であると信伏随従し奉っている証左であり、三月二十八日と四月二十八日の二回に亘り、深く仏恩報謝が行われたのは、これにすぎる報恩行はないのである。したがって、日頭上人に対する『立宗二回説』のごとき伝統破壊の狂行などという貴殿らの誹謗は当たらない。それ以外の悪口雑言は悉く真実を歪曲した憎悪の産物であり、反論にも値しないものである。

三、近代の宗門法主は皆「立宗四月二十八日」説

ところで、たしかに宗門関係の諸資料をみると、立宗の日については建長五年三月二十八日と、同年四月二十八日という、両方が過去において存在していたことは事実である。むしろ、そうした事実を踏まえた上で歴代の法主は、はっきりと明確に四月二十八日をもって立宗の日としてきた。

貴殿らは「近代の宗門法主は皆『立宗四月二十八日』説」と、見出しで「近代」と断っておきながら、本文では御歴代上人すべてが、宗旨建立の日を四月二十八日にされているように話をすり替えている。実に卑怯なやり方である。

第二祖日興上人の『安国論問答』や、第四世日道上人が『御伝土代』に、宗旨建立の日を「建長五年三月二十八日」とされていることは前述のとおりである。また江戸時代の金沢信徒、福原昭房（式治）の記録には、宗旨建立会に関して三月二十八日のみが記録され、四月二十八日の文字はない。また貴殿らも認めているように、第三十一世日因上人は、『三四会合抄』に三月宗旨建立の御書を挙げられ、実際三月二十八日に宗旨建立会が行われている。また第三十三世日元上人御筆の『年中行事』には、三月二十八日と四月二十八日の二回に亘り、宗旨建立の御報恩御講が行われた記録が残っているのであり、過去において、総本山で三月二十八日に宗旨建立会が奉修されていたことは明白である。このように厳然と、「三月二十八日」宗旨建立会奉修の事例があるにもかかわらず、御歴代上人がすべて四月二十八日説であったとするのは大きな誤謬と欺瞞であり、誠に狡猾な論法である。

徳川時代の宗門では、日頭が何かとかばおうとする一八世・日精が『日蓮聖人年譜』の中で、三月と四月の両説をふまえたうえで四月説を採用している。

貴殿らはここで日精上人の歴代数を十八世としている。日精上人を第十七世とすることは、昭和四十三年三月五日に日達上人が決定あそばされたことであり、同年五月三日に、その考証内容及び理由が宗内に発表された。このことは貴殿らも十分承知している筈である。にもかかわらず、日達上人の御意を無視して十八世とし、しかも日精上人の御事を創価学会に同じて「日精」と呼び捨てにして恬然として恥じない、これが仮にも僧侶であった者の言か、誠に悩乱の一言に尽きる。

日達上人の御前で日精上人を「十八世日精」と呼べるのか。貴殿らのこの所業は、日達上人に対する大いなる反逆であり、貴殿らが「日達上人」を尊信することは、単なるポーズにすぎず、誰の目にも面従腹背が明らかである。所詮、どのような詭弁を弄そうとも、御当代法主上人に背くことは、すべての御歴代上人に背くことであり、結局は宗開両祖に背くこととなる。要するに貴殿らは、宗祖大聖人に背く大謗法者なのである。

ところで貴殿らは、日精上人が「三月と四月の両説をふまえたうえで四月説を採用している」と、「三月」を否定しておられるかのごとくいうが、それは欺瞞であり、日精上人の御意に背くものといわねばならない。なぜなら『日蓮聖人年譜』には、

「(建長)五癸丑宗旨建立四月廿八日朝日に向ひ合掌して始めて題目十遍計り唱へたまふ、之に就て違文有り」(富要五 七三頁)

と仰せになり、宗旨建立を四月二十八日とされているが、さらに「之レに就いて違文有り」と述べられて、『清澄寺大衆中』等の当該御文を全文挙げられているのである。これを素直に拝せば、日精上人は宗旨建立を一往四月とされているが、それだけではなく別に三月にも宗旨建立のあったことを御教示されているといわねばならない。

また近代の宗門法主はすべて、四月二十八日のみをもって立宗の日としてきた。戦前の宗門で、四月二十八日を「建宗会」として恒例法要に組み入れていたことはすでに述べたが、当時の宗門出版物を見ても、熊田葦城『日蓮大聖人』（昭和五年刊）、富士本日契^{マタ}『日蓮大聖人御伝記』（昭和七年刊）等の宗祖伝が、ともに「四月二十八日説」をとっている。さらに戦後を見ると、立宗七〇〇年の大法要が四月二十八日を中心に奉修されたことが何よりの証拠と言えるが、「立宗七〇〇年」を記念して出版された『日蓮正宗聖典』をひもとくならば、戦後の先師方が皆「建長五年四月二十八日」をもって宗旨建立の日と考えていたことが、はっきりとうかがえる。

今、それらを適示しておく、

六四世・日昇上人

「日蓮大聖人が建長五年四月二十八日始めて題目を唱え出ださせ給いて、妙法蓮華経宗の立宗を宣言せられてから今年を以つて七百年の歳を数うるに至つた」（『日蓮正宗聖典』三二頁）

六五世・日淳上人

「唯南無妙法蓮華経のみ正法であると御宣言遊ばされて声も高らかに天上下十方法界に響けよとばかり題目を唱え出されたのである。時は建長五年四月二十八日であつた。」

〔「日蓮正宗略史」「日蓮正宗聖典」一ページ〕

六六世・日達上人

「本聖典は昭和二十七年四月二十八日の立宗七百年を記念して、本宗の綱格を広く世に知らしむ目的で出版したのであった。」（「日蓮正宗聖典」一ページ）

と、いずれも厳然と記されてある。さらに五九世・堀日亨上人も「四月二八日」を立宗の日とされていたことは、同上人が編纂された『御書全集』中の宗旨建立に関する記載が「四月二八日」で統一されていることを見れば、明らかである。繰り返すようだが、実際、宗門では「立宗七〇〇年」の宗旨建立会を、昭和二十七年四月二八日を中心に奉修し、三月二八日には行わなかった。

貴殿らは、近代の宗門が立宗会を四月二十八日に行ってきたことをもって、今般三月二十八日に「開宣大法要」を行ったことを否定しようとしているのだが、それは全く否定の理由にならない。

まず、日達上人は四月二十八日に宗旨建立会を奉修されたが、『昭和新定日蓮大聖人御書』（日達上人監修）では、『清澄寺大衆中』『大白牛車書』『御義口伝』の文中における宗旨建立日を「三月二十八日」とされている。故に四月に宗旨建立会を奉修されたからといって、三月の意義を全く無視されているわけではないのである。

「三月二十八日」宗旨建立についての当家の定義は、『富士年表』を見れば一目瞭然だが、「宗旨建立の内証を宣示」とされており、これは昭和三十九年、御先師日達上人の命により発行された初版の時から記載である。他門の年表には、三月二十八日の項目は一切書かれておらず、当家のみが古来、三月二十八日という日を大事にしてきた。それは御開山日興上人以来の伝承だからである。その伝承につき、今回、宗旨建立七百五十年の時に

当たり、御法主上人は特にその根本からの甚深なる意義をお示しになられ、「開宣大法要」として奉修されたのである。

今まで同様、四月二十八日を中心として法要を奉修し、と共に三月二十八日にも甚深の意義に則り、御報恩の法要を奉修申し上げることは、仏恩報謝の上からも大変に意義のあることである。貴殿らのごとき門外漢がとやかくいうのは、おこがましいの一言に尽きる。血脈相伝から離れ、信心のカケラもなくなった貴殿らに、日頭上人の甚深の御心地は全く領解できないのであろう。

ところで、聖教新聞社から昭和四十七年に出版された『日蓮大聖人の生涯』中の年表には、

「(建長五年) 3・28 安房 清澄寺に宗旨建立の内証を宣示」(同三〇頁)

と記載されている。また日蓮正宗栄光会編になる『日蓮大聖人伝』には、立宗宣言について、

「実はその一か月前の三月二十八日に、宗旨建立の内証を宣示されているのである。(中略)三月二十八日、

はじめてただ一人南無妙法蓮華経と唱え、宗旨建立の内証を宣示なされたのである」(聖教文庫版四三頁)

との記述がある。この書は、やはり御先師日達上人の代である昭和四十五年、学会関連の出版社である和光社から発刊され、昭和四十六年には聖教文庫としても発行されたものである。因みにこの栄光会には、自称「日蓮正宗改革同盟」に所属する渡辺慈濟も加わっていた筈である。渡辺慈濟よ、申し開きをせよ。創価学会も「三月二十八日内証宣言の唱題」を認めていたのである。貴殿らの短見を笑つものである。

今回、悩乱した日頭によれば、当時の法主・日昇上人をはじめ、その時に宗門の中枢にあった日淳上人、日達上人等はいずれも「過失」を犯したことになり、三月に法要を行わなかったことは「遺漏」である、

ということになる。何たる非礼、何たる不知恩だろつか。「相承箱」すら手元にないと言われる血脈詐称の日頭には、日昇・日淳・日達の上上人からの「師資相伝」が何も無い。だからこそ平気で、ここまで先師方の行跡を踏みにじることができるのである。しかも日頭自身、教学部長時代、詐称法主時代を通じて、本年までは四月二八日のみに宗旨建立法要を営んできたのである。それを遺漏がある、などと批判することは、まさに天に唾する狂態であらう。

御法主上人が「遺漏」と仰せになられたのは、本年の唱題行中に、三月二十八日宗旨建立の大事の御仏智を拝受され、宗旨建立七百五十年という特別な時に当たって三月二十八日に法要を奉修することがいささかの遺漏をも余すことがなくなるとの意であり、御当代のお立場として万全な仏恩報謝を心掛ける意味で仰せられたのである。なにも日昇上人・日淳上人・日達上人に「遺漏」があつたなどと仰せになっているわけではない。普通の読解力があれば理解できそうなものであるが、これも例の誣言といふべきである。

また「相承箱」「血脈詐称」などと血脈相伝のことを云々しているが、御相承を受けていないものに血脈相承のことを論ずる資格などない。身の程を弁えよ。しかも、日頭上人の御代替法要には揃って参列し、正信会問題の時には、声高に唯授一人血脈相承の大事を訴え、その後、長年御法主上人と仰いでお仕えてきたにもかかわらず、自分に都合が悪くなると平気で血脈詐称などと血脈相承を否定し出すのは、あらゆることに変節甚だしい創価学会と共に、反逆者の常の姿であると断じておく。

いやしくも法を説く者として、「信徒を悩ませる説法をしてはならない」という宗門僧侶の初歩的な心

得すら守れない日顕には、もはや袈裟衣を着す資格すらないではないか。

日蓮正宗信徒が、御法主上人の御説法を聞いて悩んでいるかのような言であるが、悩んでいるのは貴殿ら離脱僧だけである。日蓮正宗の僧俗には、御法主上人の御説法を聞いて悩んでいる者など一人もない。また「袈裟衣を着す資格」のないのは、宗門に反逆し離脱し還俗した貴殿らの方である。未練がましく袈裟・衣など着さず、今すぐ法衣を脱ぎ創価学会員となればよいではないか。

日顕が教学部長時代に出した『日蓮正宗の行事』には、「宗旨建立法要とは、末法の御本仏日蓮大聖人が、宗旨を建立し、立宗を宣言あそばされた建長五年（一二五三年）四月二十八日を記念してご報恩申し上げる法要です」と明記されている。この『日蓮正宗の行事』は、日顕が詐称法主になってからも、宗門僧俗の年中行事の手引き書として広く活用されてきた。その内容に重大な遺漏があるのなら、まず責任者の日顕が平身低頭して読者に詫び、己が不明を恥じて金輪際、身を隠すべきではないか。ちなみに平成十年に宗務院が発行した『法華講員の心得』でも、立宗会は四月二十八日とされ、三月二十八日の意義などどこにも説かれていない。

さらに日顕は、今回述べたごとく、「立宗七五〇年」に、「宗旨ムツマの上の重大な見解」によつて三月二十八日に「開宣大法要」なるものを奉修した以上、本年一月一日に日顕監修の下で「宗旨建立七五〇年慶祝記念出版」として出された『日蓮正宗入門』の中では、いったいどう書かれているのか、説明する義務がある。

そして四月二八日、蓮長は夜明け前より清澄山・嵩が森の頂に歩みを運ばれ、昇り来たる太陽をはじめとする宇宙法界に向かつて、『南無妙法蓮華経、南無妙法蓮華経…』と題目を唱えられ、宗旨を建立されました（『日蓮正宗入門』八三頁）。

ここでもやはり、宗旨建立における「三月二八日」の意義など、一言も述べられていない。今回、三月二八日の「開宣大法要」に約三〇〇〇人も信徒を集めた日顕は、法華講信徒をいたずらに悩まさなためにも、真つ先に以前の自分の言動に責任をとるべきだったのである。それができなかった以上「立宗七五〇年」における「宗旨ヌマの上の重大な見解」などという日顕の弁は、まったくマユツバものである。

自分たちに都合のよい文献を血眼になって漁りまくる貴殿らの姿は、ただただ浅ましく、醜い限りである。

先にも述べたが、三月二十八日宗旨建立の伝承を大事にしてきたのは当家のみである。その伝承の上から、今回三月二十八日の宗旨建立の本義を「開宣大法要」の御説法にてお示しになられたのである。その御説法中、

「この宗旨建立七百五十年を奉修するに当たり、四月二十八日はもちろんのことながら、三月二十八日の意義をも顕彰すべきであると信ずるに至ったのであります」（大白法五九五 一）

と仰せであり、「顕彰すべきであると信ずるに至った」といわれるその時とは、本年一月二十八日のことである。とすれば、それ以前に出された出版物に「三月二十八日宗旨建立」の記事が書かれていないのは少しも不思議なことではない。

貴殿らはこれまでの宗内書籍の中に「四月二十八日」との記載しかないものを挙げ、三月二十八日が記載され

ていないことが、重大な「遺漏」であったと御法主上人が述べたかのように誹謗しているが、先にも述べたごとく、御法主上人はこれまでの宗内書籍のあり方を「遺漏」と仰せられたのでは決していないのである。スリ替えに終始する貴殿らの言こそ卑劣極まりないものである。

去る四月十一日の全国宗務支院長会議の砌、御法主上人猥下は、

「もちろん、宗旨建立の主意・主体は、『聖人御難事』の御文を中心として拝するときに、四月二十八日に当たると思います」(大日蓮六七五 九一頁)

と仰せになられている。『日蓮正宗の行事』などの行事関係の書に、これまで行われていない行事の説明がないのは当然である。『法華講員の心得』『日蓮正宗入門』は、信徒向けの書であるから、主体たる四月二十八日のみを記載し、三月二十八日は記載していないのである。

平成十四年一月二十八日以前に出版された宗内の書物で、専門的な『富士年表』『日蓮正宗要義』『日蓮大聖人正伝』には、「内証の宣示」として三月二十八日宗旨建立の意義が明記されており、信徒向けに書かれた『日蓮正宗の行事』『法華講員の心得』『日蓮正宗入門』には四月二十八日のみを記載しているのであり、貴殿らの誹謗は全く当たらない。

シアトル裁判の敗北に慌てた日頭が、バカげた思いつきから「三月二十八日」の話題作りを考え、そのうちに持病の名聞名利の心がふくらんで先師否定の慢心説法まで行うに至った。これが事の真相であろう。

「シアトル裁判の敗北」などといっているが、何度でもいう。この裁判は創価学会が屈辱的な和解に応じて、

宗門側が勝訴以上の大勝利で終わったものである。よって「敗北に慌てた上でバカげた」誹謗中傷をしているのは、貴殿らの方である。また「持病の名聞名利」とはまさに勲章漁りの好きな池田大作のことであり、「先師否定の慢心」も、戸田城聖氏の宗門外護の赤誠を蔑ろにし、規則と会則から「日蓮正宗」と「本門戒壇の大御本尊」を削除した本仏気取りの池田大作と、それに随従する離脱僧のことであるといっておく。

「本宗信徒にとって必読の書」であるべき『日蓮正宗入門』が出版された、わずか一ヶ月後、当の監修者の日頭が宗旨建立という重大事項の解釈を勝手に変更し、同書の記述内容を否定してしまったのだから、総監の藤本ら「記念出版委員会」の連中は、まさに面目丸つぶれである。

『日蓮正宗入門』につき、御法主上人が「同書の記述内容を否定」したなどといっているが、御法主上人はどこにも『日蓮正宗入門』の記述内容を否定などされていない。

先にも述べたが、『日蓮正宗入門』は、信徒向けのものであるから、『富士年表』『日蓮正宗要義』等に記述した、甚深の意義を含む「宗旨建立の内証宣示」との三月二十八日の文は、誤解を避けるために省略したのである。むしろ御法主上人猥下の「宗旨建立の主意・主体は、『聖人御難事』の御文を中心として拝するときに、四月二十八日に当たる」との御指南は、『日蓮正宗入門』の宗旨建立についての「四月二十八日」の記述を積極的に肯定するものである。よって「記念出版委員会」の面目がつぶれることなどありえる筈もなく、一同、「三月二十八日宗旨建立」の深義を深く拝受できたのである。貴殿らの言は揚げ足とりの憶測にすぎない。

これでは「開宣大法要」なるものに、二百名ほどの末寺僧侶が欠席し、参加した者が「チェックされるから渋々登山した」と言っているのも無理からぬことである。まったく笑止の極みであり、日顯の「立宗二回説」は無用な混乱を引き起こしただけで終わったのである。

「チェックされるから渋々登山した」といつているが、デタラメもいい加減にせよ。「開宣大法要」は当初、代表僧侶（慶祝記念局委員）七十六名のみで行われる予定であった。それが自由希望出仕も許可されたため、その出仕僧侶を含めて、四百八十名もの僧侶が参集し、盛大に仏恩報謝のため、宗旨建立の「開宣大法要」が奉修されたのであり、誠に喜ばしいことであった。また諸天の御加護により、前後の三月二十七日と三月二十九日には大雨が降ったにもかかわらず、「開宣大法要」が奉修された三月二十八日当日だけは好天であった。また総本山の桜も「開宣大法要」に合わせたかのように例年になく早期に満開となり、遠く世界各国より、大法要に馳せ参じた多数の海外信徒も大いに喜んだのである。これ法界全体がこの「開宣大法要」を寿ぐ現証というほかはない。このように「開宣大法要」が大成功裡に行われたことを妬んで、言い掛かりをつけている貴殿らの姿は全く哀れとしかいいようがない。「笑止の極み」であり、「無用な混乱を引き起こし」ているのは貴殿らの方である。

四、「民衆救済」を忘れた妄説

次に、日顯の「立宗二回説」は宗史をもてあそぶ戯論にすぎず、そこには大聖人門下として最も大事な

一閻浮提広布、民衆救済の念がどこにも見当たらない。日顯は「開宣大法要」なるものの中で、「宗旨建立の説法が三月と四月の二回の二八日にわたって存していたと拝し奉る」などと得意満面に述べているが、仮にそうだとしても、わざわざ二回に分けて御報恩の法要を修する意味がいったいどこにあるのか。

そもそも宗旨建立法要とは、日蓮大聖人が下種の妙法蓮華經によって末法の全民衆を救済しようと発願され、命の危険をも顧みず真実を説き示された、その御本仏の大慈大悲に対して御報恩謝徳申し上げる儀式である。ゆえに『日蓮正宗の行事』では、「大聖人の立宗宣言は信と謗、善と悪の一切に対して行なわれたのであつて、根本は大聖人の南無妙法蓮華經の一念、大慈悲の一念が国土・衆生・五蘊の三世間にあまねく浸透し、知ると否とにかゝわらず、また信謗の如何にかゝわらず、一切民衆と宇宙法界に妙法を下種されたところに立宗宣言の究極の意義がある」「毎年執行される宗旨建立法要は、このような宗祖日蓮大聖人の大慈悲に対し奉りご報恩申し上げる儀式であつて、この儀式に際し私たちは不退転の弘通誓願をなされた大聖人のお心を拝し奉り、いよいよ信心を強盛に死身弘法の決意を新たにすべきであります」（同書四三二頁）と、宗旨建立法要の意義が大聖人の民衆救済の大慈悲に対する御報恩にあることを明記している。また平成一〇年に宗務院が発行した『法華講員の心得』でも、「立宗会は、すべての人々を救う唯一の正法が建立された日を祝い、日蓮大聖人にご報恩謝徳申し上げる法要です」（九七頁）とあり、民衆救済に力点を置く説明がなされている。

「仮にそうだとしても」とは何たる言い草か。不信心の貴殿らには、御法主上人の深い御内証よりの御説法が宗史をもてあそぶ戯論に見えるようであり、二回に亘って御報恩の法要を奉修することが「民衆救済の念」を忘

れた行為に映るらしい。

しかるに本宗における宗旨建立法要は、大聖人の大慈大悲に対して御報恩謝徳申し上げる儀式であり、それと共に令法久住広宣流布と民衆救済を御本仏日蓮大聖人にお誓い申し上げる重大な儀式なのである。

日蓮正宗の僧俗は、今般の御説法によって、大聖人が三月二十八日と四月二十八日の二度に亘り、甚深の意義の上から宗旨建立をあそばされたことを領解し、大恩まします御本仏日蓮大聖人に対し奉り一層の御報恩の念を懐いた。そして三月と四月のそれぞれに法要を奉修することは、御報恩の上からも重大であることを深く領解し、本年の宗旨建立七百五十年の大佳節に当たり、僧俗一致して折伏に励み、法華講三十万総登山をもって御報恩し奉るべく懸命に精進しているのである。

貴殿らは「民衆救済」を声高に叫んでいるが、その民衆救済の根本を知っているのか。真の救済とは人類が煩惱・業・苦の三道を法身・般若・解脱の三徳と開くところの、即身成仏の功徳を得せしめる以外にはない。すなわち、即身成仏とは『生死一大事血脈抄』に説かれる「生死一大事の血脈」にその肝要がある。「生死一大事の血脈」とは、「法体の血脈」を根本に、僧俗異体同心に南無妙法蓮華経と唱える「信心の血脈」によって流れることは、貴殿らには全く分かるまい。僧俗一致して真実の「民衆救済」に励んでいるのは、邪教創価学会ではなく、日蓮正宗のみであることに目を開くべきである。

日顕は「開宣大法要」で三世・日因法主の「三四会合抄」を持ち出してきて、「三月二十八日」の題目が「内証開顕」、「四月二十八日」の題目が「外用流通」などと言っているが、日因法主が同抄で「但し、四月二十八日の外用方便の題目の中には、御内証真実の本門の題目を含有する也」（同・中巻三九丁）と述べてい

る箇所は、完全に無視している。信心をもって拝するならば、大聖人の宗旨建立は民衆救済のためであったのだから、「外用」の中に「内証」を撰する、とする日因法主の見解は、広宣流布への信心に基づくものと言える。このことから、因師が宗門に前例のない三月二十八日の立宗会を強行した背景には、憂宗護法同盟の諸師が言うごとく、立宗三月説も存在することをあえて宗内に教えたい、という同師の思いがあったとも推察されよう。

ともあれ、歴代先師の多くが、大聖人が「外用」の題目を唱えられた「四月二十八日」をもって宗旨建立法要を行ってきたことは、御本仏の民衆救済の大慈悲に対し奉る御報恩としては、まことに理に適っているのである。日淳上人は、昭和一二年の「真仏法建立の日」と題する論文において、大聖人の宗旨建立を建長五年四月二十八日と明示されたうえで、「この日このことこそ実に重大なる御意義を有するのであってこれによって衆生成仏の道が開かれるとともに一切の仏法は顛倒して存立すべき凡ての価値を失ったのである」(『日淳上人全集』一五五頁)と述べている。

ここで貴殿らは、御法主上人が御説法において「内証開顯」と「外用流通」と述べておられるとしているが、御法主上人は今回の御説法において「内証開顯」「外用流通」などという語は一度も用いられていない。御説法の内容を云々する前に、正確に拝すべきであるといっておく。

また貴殿らは日因上人を「日因法主」と呼び、「日淳上人」の呼称と差別している。御歴代上人に対し、気ままに呼称を差別して憚らない貴殿らの所業は、自らの邪心を師とするものであり、根本的に狂っていると指摘しておく。だから日因上人が三月二十八日に宗旨建立会を奉修あそばされたお心を、「立宗三月説も存在することを

あえて宗内に教えたいという同師の思い」程度の浅薄な理解しかできないのである。

次に貴殿らは日因上人の『三四会合抄』の御文を引いて「四月」説を強調し、日顕上人を誹謗しているが、「開宣大法要」における御法主日顕上人の御説法をよく拝した上で述べているのか。もしそうなら救いようのない程頭が悪いとしかいえない。三月と四月における内証宣示と化他弘通の両義は、先にも述べたように、久遠元初の妙法蓮華経を御所持なされる御内証があつてはじめて化他弘通も叶うのである。しかし、末法一切衆生救済のための三大秘法開顕に至る一期の御化導の開始という上からは、四月がその始まりであり、故に四月二十八日が宗旨建立の主体と拝すべきであると御指南なされているのである。四月の宗旨建立における外用の題目には、内証の妙法が具わることは当然であり、その意義を無視したかのような貴殿らの言は、悪意に満ちた見当違いの邪難であるといつておく。

日顕は今回の邪説において、「大聖人様の宗旨建立の日が虚空像菩薩と深い関係がある」とか、「まさしく大聖人様が虚空像菩薩より帰依の宝珠を受けられたこの日こそ宗旨建立」の二八日だった、などと一人で妄想を逞しくしているが、大聖人が虚空蔵菩薩に向かつて「日本第一の智者となし給へ」と祈願されたのは、ひとえに広宣流布による民衆救済のためである。大聖人は「日蓮生れし時より・いまに一日片時も・こころやすき事はなし、此の法華経の題目を弘めんと思つばかりなり」（御書一五五八頁）と仰せである。無信、無行、蒙昧、嫉妬の権化にして広布妨害を生業とするに至った日顕には、もとより宗祖・歴代法主の広宣流布・民衆救済という根本精神がまつたく分かつていない。

ここでも貴殿らは、御法主上人への悪口罵詈に終始し、大聖人の宗旨建立と虚空蔵菩薩との重大な関係については全く無視している。御法主上人が「開宣大法要」の御説法中に挙げられたごとく、大聖人は諸御書に三月に清澄寺で宗旨を建立あそばされたのは、虚空蔵菩薩の御恩を深く報ずるためであることを御指南なされている。この大聖人のお心を拝するとき、『撰時抄』『教機時国抄』など、特に「時」について重視あそばされた大聖人が、宗旨建立という重大な時を定められるのに、気まぐれでお決めになられる筈がない。故に、虚空蔵菩薩より大智慧を賜ったその日こそが宗旨建立の日、すなわち二十八日であり、その上から三月と四月の二回に亘る宗旨建立の意義が明らかに拝せられるとの御指南こそは、まさに御仏智を拝されたものと、僧俗一同、目から鱗が落ちる思いで、感激をもって深く領解し奉ったのである。

三宝不信の大謗法団体・創価学会を破門駈遣あそばされ、真の僧俗一致による広宣流布への道を切り開かれた御法主日顕上人こそは、宗祖大聖人・御開山日興上人以来の御歴代上人の広宣流布・民衆救済という崇高な精神を受け継がれたお方であり、貴殿らの御法主上人への誹謗は、野干が師子王を吠える大罪であると断ずる。

だからこそ「立宗二回説」に固執するあまりに伝統の「虫払い法要」まで中止し、内外から非難と嘲笑を浴びているのである。ちなみに立宗七〇〇年の時の宗門は、やはり四月に大法要を行ったために虫払い法要を恒例通り執行できなかったが、後に、同年八月二四日に繰り下げて虫払い法要を厳修している。今回、日顕は前もってこっ所り虫払いを済ませたと言っているが、同法要には、大聖人の御真筆等を目の当たりにした僧俗門下が「正法護持」と「妙法広布」を誓うという意義が込められているはずである（『日蓮正宗の行事』三八頁）。伝統の虫払い法要を中止して三月二十八日に法要を強行したことは、とりも直さず日

頭に、大聖人の御書を伝持しようとの御書根本の精神がまつたかないという証左である。本山所蔵の「諫
暁八幡抄」に、御本仏が御直筆で立宗の日を、「日蓮は去める建長五年癸丑四月二十八日より・・・」（御書五
八五頁）とお認めあることを拝信できず、あまつさえこの御書を宗門僧俗に拝観させまいとした日頭
まことに詐称法主ならではの、魔性の仕業と言えよう。

本年は、「開宣大法要」と「特別大法要」の諸準備のために、恒例の「御霊宝虫弘大法会」は休止し、御真筆御
本尊等の重宝のお風入れは、前もって二月十三日に執り行われた。昭和三十七・三十八年にも、大客殿建設のた
めに虫弘会が休止された事例もあり、常識人であれば大法要を前にして臨時の措置を行うことは、至極当然のこ
ととして理解できるのである。ましてや通常の年の「虫弘会」においては、時間の関係と法要の儀式化のため、
重宝の御修復のための調査を行う余裕がないが、本年はかえってそれが十分に行うことができたのである。にも
かわらず、本年の大慶事に当たり、「虫弘会」を休止したことに對して、「こっさり済ませた」と揶揄し、剩え『諫
暁八幡抄』を宗門僧俗に拝観させまいとしたなどという邪推による偽言をもって、御法主日頭上人の甚深の御差
配を口汚く詈る貴殿らの所業は、まさに狂気の沙汰であり、誠に創価学会の傀儡ならではの魔性の仕業といえよ
う。まして、総本山大石寺に格護する御霊宝拝観の資格を自ら放棄して、仏法破壊に狂奔する貴殿らが、「虫弘会」
の休止についてとやかくいう筋合いではない。

五、靈感を自慢する日頭こそ平成の「僭聖増上慢」「慈覚」

今までの中で、日頭の「立宗二回説」が“シアトル隠し”のために無理やりヒネリ出した「思いつき」

であることを明らかにしたが、この真相はさておき、とにかく日顕が「思いつき」で宗旨建立の大事を曲解しようとしていることは、我等大聖人門下にとって許しがたい愚行である。

二月八日のシアトル裁判敗北の「緊急指導会」の席上、日顕は、「一月元日にたいへん不思議な夢を見た」などと自らの靈感を誇示するかのとき発言を行った後、本年の三月二十八日に「開宣大法要」を行う、と突然に発表。そして、「二十八日というところから振り返ってそこに特別な意義があるならば、そして、そこから三月と四月を振り返ったときには、三月にも四月にも宗旨御建立の意義をもつてのお振る舞いがあらせられた」と何の文証も挙げずに言い出したかと思うと、そのことが「唱題行中に心のなかに浮かんできたのです。そして『今日は何日だったかな』と思った時に、『あ、今日は二十八日だ』という一つの不思議を感じさせていただいた」などと述べたのである。短い挨拶の中で、「不思議」という言葉を四回も連発した日顕には、参加者も狐につままれた感じだったそうである。

日顕が勤行中に居眠りする常習犯であることは、宗門の人間なら誰でも知っているが、その時の寝ぼけ話をもとに「三月二十八日に『開宣大法要』を行う」と言い出したのだから、呆れてものも言えない。思えば、約十年前の平成四年八月、日顕は教師指導会で「授受感応の心」なることを言い出し、「起きるともうつつともなく、フツと体が起き上がっちゃったんです。(中略)そして『教学部長』という声が出たんですよ、自分の口から」と発言し、夢の予言の的中を宗内で自慢した。今回の日顕は、それがさらにエスカレートし、単なる自慢話に終わらないで、宗門全体を巻き込んで大法要を行うまでになったのである。狂乱法主もここに極まれり、と言わざるを得ないではないか。

言うまでもなく、大聖人は、利根と通力とにはよるべからず、「(御書一六頁)」と仰せになり、経文によら

ず、怪しげな靈感などに頼ることを厳に誡められた。また夢をもとに天台宗の教えを曲げた慈覚に対し大聖人は、「夢を本にはすべからず」（御書二八二頁）と呵責されている。唱題中の寝ぼけた「夢」をもとにして「立宗二回説」なる妄説を唱え出した日顕が、大聖人から「平成の慈覚」と厳しく弾呵されることは間違いないのである。

さらに言えば、日顕は、法華経の勸持品に説かれる「僭聖増上慢」として、自分自身が大眾から敬われない一心から、あたかも自分が「六通の羅漢」であるかのごとく振舞っている、とも言えよう。同品には僭聖増上慢を説いて、「白衣の為に法を説いて 世に恭敬せらるることを為ること 六通の羅漢の如くならん」（『妙法蓮華経並開結』四四一頁）とある。「六通の羅漢」とは、六神通を得た阿羅漢（聖者）のことであるが、六神通の中に「天耳通」というのがあり、これは「凡夫には聞こえぬ音声を聞く」という意味である。今回、日顕は、他の誰にも聞こえない大聖人の「御指南」が聞こえた、などと言い、自分を特別な存在に祭り上げようとしているのであり、その姿はまさに六神通を誇示する僭聖増上慢に他ならない。新興宗教の教祖よろしく、靈感を売り物にするまで成り下がった日顕 平成の「僭聖増上慢」「慈覚」の正体は、ますます明瞭となったのである。

今回の日顕のごとき霊感的な教義改変を漫然と見過ごすならば、歴代先師が身命を賭して守り伝えてきた正法正義は、やがて灰燼に帰すことになる。昭和初期に、日蓮主義者の北一輝や井上日召、石原完爾などは、霊感的な日蓮解釈をもとに超国家主義を唱え、日本の軍国主義化を促進した。それは特殊状況下で起きた過去の出来事にも思えるが、靈感による御書解釈 という基本的発想においては、日顕も狂信的日蓮主義者と何ら変わるところがない。心中では大御本尊をニセ物だと思っている日顕のことである。将

来、御本仏から靈感があつた、などとして御書を歪曲し、宗旨の根幹を否定し出す可能性すらある。日頭の靈感狂いは、他愛もないことに見えて、じつは危険極まりない思想である。宗祖大聖人が「通力」や「夢」をもとにした経文解釈を徹底的に破折されたその深意を拝し、宗開両祖の正義を守り抜くためにも、我々は今後、日頭の靈感説法を断固破折し抜く決意である。

以上、述べ来たつたところを結するならば、日頭は、シアトル裁判敗北の目くらましと、詐称法主の劣等感の裏返しとしての名聞名利の心とから、何の意味もなく、「立宗二回説」を唱え出した。その珍説は、詐称法主なるがゆえに歴代先師の指南に反し、また笑止にも自分自身の過去の言動に反し、日頭は宗内外の笑いものとなつた。またこの妄説には「民衆救済」の観点がまつたく欠落している。ゆえに「開宣大法要」なるものは単なる供養収奪を目的とした「儀式のための儀式」となり、日頭が実質上、必死に圧力をかけたにもかかわらず、宗内僧侶が二〇〇名ほど欠席するという大失態を演じた。宗内のシラケぶりは推して知るべし、である。そして今回のバカバカしい珍事を通して明らかになつたことは、寝ぼけ詐称法主の日頭こそ平成の僭聖増上慢であり、大石寺門流を邪宗化させた宗門の慈覚に他ならない、ということなのである。我等日蓮正宗改革同盟・青年僧侶改革同盟は、富士門流の正統としての立場から、まことに笑うべき雑説といえども、今回の日頭の妄説邪義をここに粉碎し、もって石山の正義を称揚せんとする次第である。

この段は貴殿らの邪難の最終部分であるが、最後まで誠に低劣な悪口中傷の羅列にすぎない。

まず、「シアトル隠し」などは前に反論したように、宗門大勝利の結果からも日頭上人が隠される必要はない。したがって本年二月八日に堂々と和解に関する指導会を開かれているのである。

また貴殿らは御法主上人に対して、「日頭が勤行中に居眠りする常習犯であることは、宗門の人間なら誰でも知っている」と揶揄している。しかし宗内の僧俗は御法主上人猊下の勤行、唱題行における凜然としたお姿を長年拝しており、貴殿らのそれらの嘘は全く通じない。このようにあらゆる誹謗を作り上げる貴殿らの奸計・邪智には天魔も三舎を避けるであらう。

さらに貴殿らは、日頭上人の小事ではあっても不思議を感じられたあらゆる御発言の言葉尻をとらえて罵っているが、貴殿らのごとき見当違いな迷見・邪見によって、目先のことすら正しく見ずに正師を怨嫉する汚れ切った心底では、日頭上人の高邁な御心を理解できるわけがない。

どんな小さな日常の事にも奥深い不思議が潜んでいる。万物の不思議さを開いていくことこそ妙法の用きではないか。日頭上人はあらゆる機会に種々の趣意について宗門に広くお言葉を述べられている中で、ある時には聴衆に、目先だけの認識以上のものが不思議の内容としてあることを知らせようとするお心から、些少なことの中にも不思議があることを示されているのだ。貪りと瞋りと愚癡に終始する貴殿ら「怪貉動迷^{かいかくどうめい}」の愚心では察し得られないことである。

次に夢の話をもって慈覚に擬えているのも、例にならぬ例をとつての誹謗の繰り返しにすぎない。大聖人の「夢を本とすべからず」との御指南は、真言に傾倒する慈覚が見た、日輪を射る夢を吉夢にあらずと批判されたものであり、大聖人は決して夢に具わる仏法上の意義を否定などされてはいない。すなわち後漢の明帝の金人の夢、遺童の見た父烏菟の夢、阿闍世王の夢による改心、『開目抄』の夢中の羅刹による懺悔発心の御指南等、枚挙に暇がなく、特に『産湯相承事』には、御両親の霊夢を御指南あそばされるところである。

貴殿らの主張に従えば、このような御指南も誤りということになるがどうか。我々の生命は意識・無意識を問

わず一念三千の当体であり、夢もまた法界の一分であることが、不信心にして生命の不思議を感得できぬ貴殿らには全く理解できないと見える。

また夢の話と三月の法要の理由を一緒にしているのは、誣言も甚だしい。夢の件は、小事ではあっても、日顕上人が不思議の一分として御心中を述べられたのであり、三月宗旨建立の件は夢の話とは全く関係がないではないか。御法主上人は、古来、宗門に三月二十八日宗旨建立の文献や、三月の行事のあったことは無論御承知あそばされていたが、何故三月と四月の宗旨建立が共に二十八日と伝えられているかについてお考えになられていただと拝する。

それが、一月の唱題行中、二十八日という日こそ『清澄寺大衆中』の御文よりして、虚空蔵菩薩への祈念と深い関係があると心感あそばされたのであり、その日が唱題行も終わりに近い二十八日だったということである。これもその二十八日という日における事として不思議の感を述べられたまでである。

貴殿らは、三月の「開宣大法要」はこのことからの思いつきだとして軽蔑嘲笑するが、貴殿らのごとき三毒充滿の輩と違い、日顕上人は二十三年に亘って宗門を統率し給い、このたび宗旨建立七百五十年の慶事に当たって仏恩報謝の大浄行をあそばすべき責任者としての御境界であらせられる。貴殿らのごとき池田かぶれの俗人とは土台、格が違うのだ。格が違えばその思うところ、自ずから尊卑の距りがある。先にも論ずる如く、七百年の不断の血脈を、日達上人より日顕上人に至る間に断絶したという誹謗邪説を構える貴殿らに、清浄な宗門を論ずる資格はない。日顕上人は従来の宗門史上の三月・四月に長く思いを秘められつつ、本年の唱題行に深い御仏智を拝し給ったのであり、血脈に背き誹謗怨嫉を事とする貴殿らの心地とは天地雲泥であるといっておく。

「開宣大法要」及び御法主日顕上人猥下に対する

悪辣極まる自称「憂宗護法同盟」の邪難を粉碎す

三月二十八日の「開宣大法要」に於ける貴殿の説法に触れ、宗内より種々の疑念が生じ、我々同盟員としても黙視すること能わず、今回同盟の総意を以て、此に、貴殿に糺問の書を提示するものである。

立宗750年のこの時期、貴殿が敢えて宗旨建立三月四月説を持ち出した意図につき、シアトル裁判敗北のめくらまし、或いは、気まぐれで新しもの好きの貴殿が、この佳節の為に兼ねてより、若手の教学陣に乗せられ、共謀し、このテーマを暖めてきただけの話等々、種々の憶測が宗内に起こって居りますが、そう言った法話の背影など、も早どうでも良い枝葉の問題であります。

貴殿らは「開宣大法要」での御法主上人猥下の御説法に関し、「宗内より種々の疑念が生じ、我々同盟員としても黙視すること能わず」と難癖をつけているが、まず明確にしておきたいことは、貴殿らは全く「宗内」の関係者ではないのである。よって「糺問の書」などという愚書を提示する権利も資格もないことをここに明確に断言しておく。貴殿らがいうような「種々の憶測」は、貴殿ら自身による自作自演の捏造に他ならず、まさにこの誹謗自体が勝手な「憶測」にすぎない。

さらに「宗旨建立三月四月説を持ち出した意図」というが、なぜ御法主上人が「シアトル裁判のめくらまし」

をする必要があるのか。今回のクロウ事件裁判の和解においては、前述のごとく、宗門側は勝訴判決以上の大勝利を獲得したのであり、このことは二月八日の緊急指導会においても発表され、また『大日蓮』『大白法』にも掲載されており、隠蔽する必要性など全くないのである。

また、貴殿らは御法主人の御説法原稿執筆まで邪推しているが、ゴーストライターに『人間革命』と題する原稿を執筆させるような人間を信奉しているために、そのような歪んだ発想をするのである。もったいなくも御法主人猥下におかせられては、原稿の執筆に関して他の人物に委託されるようなことは全くあらせられない。

問題は、今回の法話の内容そのものであり、更に言うならば、このような法話を、石山の法主として貴殿が高座に於いて平然と為し得ることこそ大問題であり、御開山日興上人・中興寛師等の英邁な御先師の名譽の為にも到底、看過し得るものではない。

「大白法」に公になつた法話内容を一覽し、改めて我々は、貴殿の人品のレベルの低さ、法義的な素質の無さに、慨嘆と驚きを禁じ得ぬものである。

宗内より、種々の疑念が起ころのも当然であり、更に、論理の曖昧・晦渋さに加え、一、一の立論の根拠の脆さといい、凡そ、宗外に出し、その評価に堪え得るレベルの内容ではあり得ない。宗内では貴殿の法話を、喩えは失礼だが、立正大の学部生のレポートのレベルであり、評価すれば「可」にも及ばぬ「不可」は間違いないとの擲揄さえ出て居る始末だ。依って初めに、法話内容の基本的な問題点を指摘し、後に、疑念の生じる諸点を挙げ、貴殿に問い糺したい。

血脈御所持の御法主人がその御内証からの甚深にして精妙な御説法を通し、下種仏法の大事を開陳あそばされたことを、貴殿らのような門外漢に「大問題」などといわれる所以はどこにもない。しかも散々「大聖人直結」を金科玉条として振り回し、大聖人以来の血脈を軽んずる輩が、どうしてもその血脈付法の御歴代上人を引き合いに出すことができるのか。矛盾の最たるものである。

元より、石山も含め、宗祖、各門家全般に、宗旨建立四月説に加え、三月説が存したという事実は動かし難く、我々もそれを云云する意図は毛頭ない。がこう言った現象が由来する淵源として、少なくとも、二つの点が考えられると我々は拝する。一つは眞蹟、録内、録外を問わず、宗祖の遺文自身に、三月・四月の両説があつたことに由来する場合、もう一つは記録された遺文ではなく、宗祖自身の口述（口伝）が伝承され、後にそれ等が記録されたものに由来する場合である。

ここで貴殿らは、最も肝要であるべき「一つは眞蹟、録内、録外を問わず、宗祖の遺文自身に、三月・四月の両説があつたことに由来する場合」を自ら挙げてはいるが、以後において正当な論及は全くなく、「三月」説はあたかも口伝のみの伝承であるかのごとく曲論している。誠に欺瞞も甚だしいというべきである。

因師が「三四会合抄」で、「六老僧等の直聞の方々は多く三月二十八日を取る也。」（中卷三十七丁）と言っているのは、この後者の場合、つまり宗祖の口述（口伝）の伝承されたものに由来する例を示したと拝し得る。

因師より17年後に述べられた「高祖年譜攷異」（安永八年・一七七九年著）にも、宗祖の遺文と、口述（口伝）を合体させてはいるものの、口伝が三月開宗説の由来になった旨を次の如く述べている。「靈記、國字傳、紀年、付屬書註釈、皆、三月開宗ト曰フハ、是レ清澄大衆三十三 十九、大白牛車外五 四十、南部外二十五 三十三、宗要、妙経口傳上二十二ノ五書ニ依ル也。」（『日蓮上人伝記集』、年譜攷異P28）と。

貴殿らは三月宗旨建立説が口伝によることを日因上人の『三四会合抄』中の「直聞」の語を根拠としているが、この直聞とは必ずしも六老等への直接の口伝があつたことを意味するものではない。

次に貴殿らは、「口伝が三月開宗説の由来になった旨を次の如く述べている」として、『年譜攷異』の記述を、「三月」宗旨建立説は口伝以外にないことの文証として引用しているが、正当に当該箇所を読解すれば、貴殿らの会通は誤謬であることが明白である。すなわちこの『年譜攷異』の当該箇所は、「靈記、國字傳、紀年、付屬書註釈等」が宗旨建立について三月説の根拠としているのは、『清澄寺大衆中』『大白牛車書』等の「御書」であるという指摘ではないか。貴殿らの口伝を根拠とするというような解釈は金輪際当てはまらず、狡猾な詭弁というほかない。

無論、この中の宗要つまり本門宗要抄を偽書と断じていることは、言う迄もない（同P10）。

今、この口述（口伝）の場合は後の機に述べるとして、宗祖の御遺文を依拠として三四月両説を論断する場合、常にそこに大きな壁が立ちはだかつている点を見失ってはならぬのである。つまり、遺文の眞偽問題と、更に眞蹟と雖も現存と曾存の問題、その上に、眞蹟不存の場合でも、後世の編集転写による録

内（宗祖一周忌編との伝あり）、録外（宗祖一周忌以降の編との伝あり）にしても数種の異本がある等の複雑な問題が伏在している。ならば、宗祖遺文に依る三月四月説の限界性を宗祖自身の口述（口伝）が補え得るかと問えば、それも一概に言い切れぬ問題が存する。

口述・口伝が伝承される過程で記録・文献化され、所謂、文献としての相伝書として固定化してしまうが、その扱いは真偽という一点に於いて、宗祖遺文の真偽判以上に複雑な問題が介在してくるからだ。貴殿が法話で天下の宝刀の如く、引用した、「御義口伝」及び興師自筆と伝えられる「安国論問答」も、掘上人が既に指摘する如く、部分・全体を問わず、その真偽という点で今後更なる考証の余地が充分残されている。後の機会に譲ると言う所以は此にある。

貴殿らは得意げに恰も学術的論証でも試みているつもりかもしれないが、その姿勢自体が明治以降の仏教学者に見られる文献至上主義に傾倒し切ったものであり、このような態度が仏法の真義を明確にする上で、大きな誤謬を生む危険性を孕んでいることを認識すべきである。

すなわちこのような研鑽姿勢は身延日蓮宗の御用学者で、祖書学を提唱した浅井要麟らに見られる文献至上主義的傾向である。こうした文献学的研究は、大聖人の教義に対する偏向した邪義を正当化するための手段ともなりうることに十分注意しなければならない。

御書が真撰かどうかを判定することは、血脈相伝の信心をもととした深い教義的素養が必要となる。単に文献学的側面のみをもって真偽を判断することは、主観的立場から都合の悪い記述が存在する御書のすべてを偽書としかねないという弊害が生ずるのであり、その例証として浅井らは、宗祖本仏に異義を唱える立場から、宗祖本

仏義に関連する思想のある御書につき、偽書、または疑義があるとして、その価値を貶めているのである。

貴殿らは『御義口伝』並びに『安国論問答』に対し、恰も日亨上人がその真偽について疑義を呈されていたかのごとく述べているが、かかる疑難は完全に貴殿らの捏造である。すでに述べたごとく、『安国論問答』に関する日亨上人の御指南の意味は、貴殿らの指摘とは全く異なるものであり、スリ替えが明らかである。

その当該箇所は、『安国論問答』を「池上邸における安国論講義の筆記」そのままとすることに対して「考究の余地」があることを提示されただけのことであって、日興上人の御真蹟として真偽に問題があるとは一言も仰せではない。(本書九―一頁参照)

現に当事者である日亨上人が、総本山に敵護される『安国論問答』の正本の表紙に「開山上人安国論問答」と自らの御筆でお認めになられている。そのように日亨上人が『安国論問答』の日興上人御直筆について疑義を呈された事実などは全くないのであり、嘘言もほどほどにせよといいたい。

また貴殿らは何を血迷ったか、『御義口伝』に関しても、日亨上人が疑義を提起しているかのように述べている。日興上人の御筆記の真偽について考証の余地があるなどというのは身延派等の疑難であり、そのような疑難を日亨上人がされた事実はないのである。

貴殿らの邪難は、宗旨建立について「三月」と記述される御書の抹殺を企図したものであり、彼の浅井要麟はりの悪意の文献批判と同轍であると断ずる。御開山日興上人の「御抄何れも偽書に擬し」との御遺誠を恐るべきである。

さて、宗祖御遺文に就き、四月説は、「聖人御難事」(中山所蔵)、「諫暁八幡抄」(石山所蔵)いずれも、

眞蹟が現存して居り何ら問題はない。が、三月説に就いては、その依拠となる眞蹟が曾存であったとしても、現存する眞蹟は皆無という決定的な欠点がつきまとい、過去の三月説の論断には常に疑念が残る所以は此処にある。石山に於いて、因師以降、三月四月の両説の顯著な論断は見られず、近年に入り、昭和30年八月の日淳猯下の三月四月両説の論断があるのみである。

その講説に接した小川慈大師は、翌31年、率直なその感想を「確然たる論断に接し得なかつた。(略)注、堀米猯下は虚空蔵菩薩縁日を重視して、三月説正意欺(か)との主意であつた。但し、その何れかを論断し難い。」(小川慈大遺稿集本)と述べている。

貴殿は、今回の法話に於いて、尻尾はつかませないとの意図からか、実に回りくどい晦渋な表現で三月説を主張しているが、あの碩学、日淳猯下でさえそうであつた様に、古来から三月説論断につき纏う「依拠の眞蹟皆無」という決定的な問題から逃れることはできない。貴殿は、法話の中で、三月説の依文として、「清澄寺大衆中」「大白牛車書」「御義口伝」「破良観御書」の四書を挙げて居る。この中、御義口伝は、宗祖、御口述の興師筆受であり、「破良観御書」は、眞蹟不存の身延山録外であるから論外としても、眞蹟曾存の「清澄寺大衆中」「大白牛車」の二書、及び「御義口伝」を加えた三書に就いて、貴殿は、明治以降の発行の他門の御書、更に自門石山発行の「御書全集」等は、古来の所伝の「三月二十八日」を「四月」に改変したと、改変の根拠には微塵も触れず悪意さえ込めて、但だ漠然と述べている。

ここでも貴殿らは御法主上人が「三月説を主張している」といつているが、何度もいう通り御説法の要旨は、三月と四月の二度に亘つて宗旨建立の御振る舞いがあられたことを御指南なされているのであり、貴殿らの邪難

は全く故意の言い掛かりにすぎない。

要するに貴殿らが様々に策略を巡らして宗旨建立三月説を全面否定せんとするのは、御法主人猥下が「開宣大法要」を修されて、三月と四月に亘る宗旨建立の深義を明確に御指南あそばされたことに対する、池田大作の嫉妬をもととした怨嫉誹法に振り回されているだけのことである。

第六十五世日淳上人の御指南は、宗旨建立について三月か四月かのいずれかに断定されていないだけのことであつて、三月説を否定されているのではなく、また真蹟の有無により断定を避けられたものでもない。

先にも述べたが、御書を拝する上で重要なことは、当該御書が大聖人の真撰であるか否かということであり、御真蹟が存在するかどうかということではない。(本書九頁参照)

御真蹟が存在せずとも、当該御書が大聖人の真撰であれば、その内容には御本仏日蓮大聖人の御心が籠もっているものであり、深く拝信すべきである。古来、明らかな真撰である『清澄寺大衆中』について御真蹟が存在しないことを奇貨として疑義を呈し、その内容を否定するのは不相伝家のお家芸そのままである。

また延山録外ではあるが、内容的に何ら疑わしいところがなく、大聖人真撰の御書として全ての御書に収録されている『破良観等御書』を、御真筆の不存在を理由に論外として斥けるとは呆れ果てた心根である。現に『御書全集』で六頁(四千四百字余)程の同書を、学会版の講義には、実に百二十頁以上にも亘って入念に記述している。その御書に対し、貴殿らのごとく疑義を呈することは、思えば「御書根本」を標榜する池田大作や創価学会が叱りつけて当然である。しかるに今日、貴殿らの拙論をいたく称揚する大作や幹部らは、汚い思惑にとらわれる故に本音も吐けず、ただ誉めることしか能がなくなっているのである。

いまさらいうまでもないが、これら「三月」宗旨建立の依文となる『清澄寺大衆中』『大白牛車書』『破良観等

御書』の三書が真撰であることは揺るぎなく、日興上人筆受『御義口伝』もこれに準ずるものであり、したがって御真蹟の存する四月説の御書と同等に扱うべきことは当然である。

次にまた「貴殿は明治以降の発行の他門の御書、さらに自門石山発行の『御書全集』等は、古来の所伝の『三月二十八日』を『四月』に改変したと、改変の根拠には微塵も触れず悪意さえ込めて、但だ漠然と述べている」と難癖をつけているが、日蓮正宗機関誌『大日蓮』の五月号に掲載されている御説法中、五十三頁以下をよく読むべし。そこには、他門において、「三月」宗旨建立と記載されている御書を「四月」に改変した理由が明白に述べられているではないか。

他の説を批判したいなら、その前に、まずその説をよく読んでしかるべきであり、そのようなことは小学生でも心得ている常識である。しかるに貴殿らはただ悪口をいいたいだけで、御法主上人の御説法をまともに読んでいないから、かかる恥知らずな言い掛かりを平然とつけられるのだ。まさに貴殿らは、小学生以下の低レベルの徒と断じておく。

恐らく貴殿の知的レベルでは改変の根拠まで辿り得なかったと見える。が、他門の明治以降、発行の御書すべてが、三月を四月に改変するに、何の根拠もなく、為されるはずはない。小林是恭師は、その「開宗の月について」と題する論考（大崎学報101号）で、宗祖全遺文中、三月四月の箇処を精査し、「旧内外本では三月説と四月説は均等。大本（明治十三年開版の木版本）で清澄、大白の二書共に四月と記したことから四月説が圧倒的となった」と述べている。而して、その根拠に就いて「年譜攷異が清澄書等の正本の文字が古字の三とあるを三と見誤ったとの意に従って大本が凡て四とした結果の如だ」（大崎学報10

1号P 67～68)と明確に論断している。

貴殿らはここで、明治以降の他門の御書、また『御書全集』が、「三月」と伝承される御書を「四月」と改変したことについて、小林是恭の説を用いて得々と述べているが、その説は、後に破折することく、杜撰な考証しかしていない『年譜攷異』をその根拠とするもので、極めて信憑性の乏しいものである。これらを鵜呑みにする貴殿らの知的レベルが知れよう。また正系門家に刃向かうときは必ず不相伝家の迷見を味方につけるものであり、これ以降の論旨にそれが顕著である。

「高祖年譜」、「同攷異」は、安永八年（1779年）に完成し、宝暦十二年（1762年）の因師の「三回合抄」より十七年後、更に、三月説の中心依文「清澄寺大衆中」の眞蹟焼失の明治八年より遡る93年前の著述であり、信を置くに値する。

更に、その考証の精確さに於いて、宗祖門家全般のみに止まらず、門家外の一般史家に於いても、その権威は圧倒的なものがあり、高い評価を得ている（辻善之助著『日本仏教史（三）』中世編之二第七章鎌倉時代）。

貴殿らの詐術の巧みさには呆れ果てる。辻氏が『日本仏教史』の当該箇所において述べているのは、単に「考異には考証の参考とすべきものがある」との言葉にすぎない。それを「その考証の精確さに於いて……その権威は圧倒的なものがあり、高い評価を得ている」などと勝手にいい加減な文章を作り、それがいかにも辻氏の

言であり、『年譜攷異』について辻氏がそのような高い評価をしているのかとく欺いている。このような姑息なことをするから貴殿らの言はますます信用をなくすのだ。『年譜攷異』等による貴殿らの憶説については、次に批判する。

江戸期という閉塞した時代背影から止むを得ぬことでもあるにせよ、因師の「三四会合抄」の宗祖遺文の三月・四月の考証には宗内からも甘さが指摘されている。我々も、「高祖先譜」、「同攷異」の文献考証を土台に、因師の「三四会合抄」の再検討の必要を禁じ得ぬと主張したい。それは兎も角、小林師が指摘注目する「年譜攷異」の「清澄寺大衆中」の三月四月の考証の箇処を煩を厭わず引文してみる。

「論者ノ曰ク、四月正説ナリ、故ニ松野書外十二 三十四、建長五年夏初ト曰ヒ、又松野書三十四 四十三、建長五年ノ夏ノ頃ト曰フ、乃チ下山書二十 六十二、文永十一年夏頃（六月）ト曰ヒ、一谷書三十五 三十一、文永九年ノ夏頃（四月）ト曰フニ同ジク、即チ其ノ時ヲ指ス、然ルニ、清澄書等二、三月ト曰フハ蓋シ、親書四ノ字古字ノ三ト作レル有ツテ寫シ誤力、又曰ク、三月正説、故ニ清澄記二、三月ト曰ヒ、松野書夏ノ初ト曰フハ、三月閏月有ルヲ以テ也。記健鈔讚鈔（略）今謂ク、初説ヲ是ト為ス。先哲親リ親書ノ遺文ヲ閲シ、四月ト曰フ（扶老十一、三十六、愚案記三）何ノ疑力之レ有ラン、（略）古曆ヲ按スルニ、建長五年二閏月無シ、故二閏三月ト曰ハ誤ナリ。清澄記、三月ト作レルハ、蓋シ、印本清澄大衆書ヲ襲スルノ誤也。」（日蓮上人伝記集、年譜攷異P 28・29）

ここに明らかな様に、後世編集の録内録外の異本には執われず、眞蹟があるものはどこ迄も眞蹟に依拠

するという「攷異」の厳格な考証態度が伺える。その上で、身延の碩学、「録内扶老」の日好、「見聞愚案記」の日重等が、親しく「清澄寺大衆中」の眞蹟を閲した事実を指摘した上で、「清澄寺大衆中」の四月説を断定しているのである。

まず、この『年譜攷異』の著者である日諦は、立宗が四月であるとの思い込みに立って、その編纂に当たっているといわざるを得ない。「親書四ノ字古字ノ二一ト作レル有ツテ寫シ誤力」とはその日諦の推測である。『年譜攷異』で四月説の強い根拠として挙げているものは、

「先哲親り親書ノ遺文ヲ閲シ、四月ト曰フ（扶老十一、三十六、愚案記三）何ノ疑力之レ有ラン」との部分である。しかし、『扶老』『愚案記』の当該箇所を見てみると、『清澄寺大衆中』の「三月」につき、日諦の推測する「親書四ノ字古字ノ二一ト作レル有ツテ」などを裏付けるような記述は一切ないのである。

すなわち『録内扶老』の十一卷三十六丁は『聖人御難事』の注釈であるから「四月」と記述することは当然な部分であるが、しかしその箇所には次に、

「三十三巻清澄寺書ノ三三ノ字ニ作ル故三三ノ字誤ナルベシ」（本満寺版録内扶老六三六頁）

とあり、むしろ録内御書の『清澄寺大衆中』における宗旨建立の記述が、「三月」であることを明確に述べているのである。ところでこの「三十三巻清澄寺書ノ三三ノ字ニ作ル」とは、録内御書中、『清澄寺大衆中』には宗旨建立につき「三月」との記述があるが、他の御書は全て四月と記されているとの意味であり、『扶老』の著者・禅智日好は、ただ単に多数決的判断によって、「四月」が正しく、「三月」は誤りであると結論づけているにすぎない。この箇所には、日好が御眞蹟を拝したとは述べていないのである。

また『見聞愚案記』三巻の宗旨建立に関する記述は次のとおりである。

「御宗旨建立ノ月日一両所ノ御自筆ニ四月廿八日ト御遊ス 又建長五年夏比ヨリモト御遊タル事モアリ 注
〔画讃云（中略）建長五年癸丑三（或作四）月廿二日ノ夜ヨリ室内ニ入り出玉ハズ廿八日ニ朝日ニ向ヒ掌ヲ合
セ十遍バカリ始テ自ラ南無 経ノ七字ヲ唱ヘ玉フ文 注ノ或作四正義ト見タリ〕（見聞愚案記三巻六二丁）
まず「四月」宗旨建立の御書を挙げ、さらに『註画讃』を引用した上で、著者である一如院日重の意見として
四月正義としている。すなわち三月説の依拠となる御書『清澄寺大衆中』については、日重も御真蹟を拝して述
べているわけではなく、単に『註画讃』の「或作四」の記述を依用しているにすぎないのである。

また『年譜攷異』の中で、『清澄寺大衆中』の印本に三月とあるのは、旧字の四、すなわち「三」の写し間違
かと指摘していることは、前述のごとく、全く日諦自身の勝手な憶測の範疇を出るものではない。

以上、日諦・日誓の『年譜攷異』が「先哲親り親書ノ遺文ヲ閲シ」と注記している、その先哲の書には、その
ような事実は全く存在していない。すなわち、日好・日重とも、御真蹟は拝しておらず、御真蹟によって立論し
ているわけではないのである。

要するに、貴殿らが「考証の精確さ」を讃える『年譜攷異』とはその程度の書であり、「真蹟があるものはどこ
迄も真蹟に依拠する」という『攷異』の厳格な考証態度が伺える「などと称賛するなどはまさに噴飯もので、素人
だましの付け焼き刃教学を振り回すのもいい加減にすべきである。

前述の辻善之助氏も、立宗の三月、四月説に言及し、「三月といふ説は、四の字の異體三の誤寫より訛つた
のであらう」（前掲書P11）と、「攷異」と粗同様の結論に達し、三月説を斥けている。同時に、「高祖年譜」、

「同攷異」に触れ、「考異には考證の参考とすべきものがある」（同P3）と高く評価している。これ等の意を受け、日蓮教学研究所発刊の「日蓮教団全史上」（P16）の中では、「清澄寺大衆中」を眞蹟曾存とし、四月説の御遺文中に分類し組み入れ、その四月説を断定している。

まず、辻善之助氏の記述は、『年譜攷異』の請け売りにすぎないと指摘するものである。すなわち同氏は、

「日蓮に関する資料の主なるもの左の如し」（日本仏教史二 一頁）

として、『元祖化導記』『註画讚』『蓮公薩埵略伝』『蓮公行状年譜』『本化別頭高祖伝』『本化別頭仏祖統紀』『本化高祖年譜攷異』を挙げている。この中から立宗三月説・四月説の会通について、辻氏が学者の立場から『年譜攷異』の説を穩当であるとして採用しているにすぎない。しかし、『年譜攷異』の説は同書に「寫シ誤力」ということとく、あくまでも一つの仮説であつて、その信憑性は別問題である。

伝記というものは年代が近ければ近い程資料として重要視されるべきであり、大聖人滅後五十年、まさに大聖人と唯我与我の直弟たる日興上人が御入滅されたその年に第四世日道上人により著された『御伝土代』を度外視して、遙かに時代が下つた他門の学説に依拠する貴殿らの姿勢は、論外という他ない。

さらに、『日蓮教団全史』の根拠もおよそ『年譜攷異』によるものであるが、『年譜攷異』の説自体が日諦の推測をもととした主張なのである。自ずとその根拠は崩れていると断ずるものである。

この様に、眞蹟を所蔵していた当事者の身延側が、清澄寺大衆中の四月説を断定している以上、貴殿がどのような屁理屈を述べようと、その主張する三月説は根底から、問い直さざるを得まい。「清澄寺大衆中」

の三月説は、あらゆる宗旨建立三月説の主軸となる論点であり、その主軸が崩れれば、あらゆる宗旨建立三月説は遂に戯論に墮す。宗祖遺文に依拠して、三月説を立論する際には、この「高祖年譜」、「同攷異」の文献考証を反駁せぬ限り、世に認められるはずはなく、と同時に、宗祖遺文に依る宗旨建立三月説の限界も自ら此の辺に存するのである。

貴殿らは「眞蹟を所蔵していた当事者の身延側が、清澄寺大衆中の四月説を断定している以上」などと大見えを切っているが、貴殿らの大いなるごまかしは、当事者の身延側きつての学者であり、「清澄寺大衆中」の眞蹟を最も拝せる立場にあつた行学院日朝の『元祖化導記』をわざと素通りしていることである。行学院日朝は三十八年もの長きに亘って身延山の住職だったのである。日朝の録内写本目録（昭和十修別巻）には「清澄寺大衆中」が存している。日朝はことあるごとに「清澄寺大衆中」の御眞蹟も拝し、写本まで残しているのである。その行学院日朝が立宗についてどのように記述しているかといえは、

「九、御弘通発心ノ事（中略）建長五年癸丑三月二十八日」（日蓮上人伝記集一六頁）

「十、弘通初ノ事 建長五年三月二十八日（中略）或御書曰、四月二十八日」（同一七頁）

と二箇所に亘り明確に日朝の意見として三月二十八日と断定し、その上で別義として或る御書の四月説を紹介しているのである。日朝の立宗三月二十八日の根拠となるもの、これこそ自山に存し、三十八年もの間、ことあるごとに目の当たりに拝した『清澄寺大衆中』の御眞蹟に依拠していること明白である。

このように、目の当たりに『清澄寺大衆中』を拝した日朝が立宗三月説を述べているのである。門下最古の録内御書の目録は第六世日時上人のものであるが、録内の写本御書そのものは日朝本が最古であるとされている。

すなわち、日朝は『聖人御難事』の記述が四月となっていたことも知っていたのは当然である。しかるに、「弘通初ノ事 建長五年三月二十八日」と記しているのは、自山に存する『清澄寺大衆中』の御真蹟の記述こそ大聖人の正意であると、誇示するものであろう。

また、『録内扶老』を著した日好、『見聞愚案記』を著した日重、両者とも身延に晋山しておらず（日重は加歴）、したがって『録内扶老』『見聞愚案記』とも宗旨建立を「四月正意」としているのは、『清澄寺大衆中』の御真蹟を披見していないことを証するものであり、またこれらを根拠に、三の字は古字の三の誤写かと、四月説を主張した『年譜攷異』の誤りも明らかなのである。このように身延側の資料をもつても、『清澄寺大衆中』の宗旨建立の記述が「三月」であったことが伺えるのである。

それでも尚、貴殿が「清澄寺大衆中」の三月説を固執するのであれば、内心貴殿が頼りとする通力、或いは常々口にする靈夢を持ち出し、明治八年に焼失した「清澄寺大衆中」の眞蹟を「感得」したと強盛に言い募る以外に方策は無い。貴殿が感得する靈夢もどきの中で、「清澄書」の眞蹟が、「建長五年三月二十八日」とあるか、或いは「建長五年二月二十八日」とあるか、是非、我々に公開して欲しい。貴殿の今回の法話は、無智蒙昧の宗内の老若男女を誑かすには充分であろう。が、一度宗外に晒し、その真価を問われれば、立論の根底から揺らぎ、一笑に付されることは明白である。

先に破折したごとく、『年譜攷異』の杜撰な考証の記述、また貴殿らが知らぬふりを決め込んだ『元祖化導記』の記述によって、貴殿らがどのような屁理屈を並べようと、その主張する三月説否定の邪難は、根底から崩れ去っ

たといわざるを得まい。貴殿らの主張こそ内外より一笑に付されること請け合いである。

次に我々が問い糺したいのは、宗旨建立日「28日」に関する貴殿の論断である。兼ねてより「まだ誰も言ったことがない」（一月三十一日発言）と自ら吹聴し、事前に鳴り物入りの宣伝をしていただけに、我々も、宗内も尋常ならぬ興味を示し、法話を待ち望んだのは確かである。だが、法話に接し、その立論の根拠が、「蓮公薩埵略伝」（祖滅285年）、「註画讚」（祖滅223年）、「元祖化導記」（祖滅197年）」と知り、正直な処、宗内は無論、我々も開いた口が塞がらぬ。

絶対に有り得ぬ話だが、仮に貴殿が石山の師資相承を受けたとして、その貴殿が、宗旨建立という宗祖にとって重大な事跡を「二十八日」に敢えて撰定された意義を立論するに際し、祖滅一九七年以降に成立した他門の伝記に依拠するとなれば、石山の唯授一人の相伝とは一体何なのかと真剣に問わざるを得まい。宗内よりは失望の声止まず、宗外よりは、所詮、石山の相伝などは、あの程度と、歯牙にも掛けられず、改めて失笑の的となるのは明らかだ。

唯授一人の相伝を誹謗する根拠として「他門の伝記に依拠するとなれば」と定義しているが、他門の伝記に依拠したとの主張は全くの事実無根である。御法主上人の御説法には明白にその根拠が『清澄寺大衆中』であることが挙げられている。また、『註画讚』等は二十八日に関しての参考までに挙げられたものであり、その御説法中に、『註画讚』でこれをまとめたものとすれば、その根拠は必ずしも明確とはいえず、これによって虚空蔵の奇瑞が二十八日とは確定はできません」とはつきり他門の史伝書に依拠していないことを述べられているではない

か。お門違いな中傷に呆れ返る。しかるに、かくいう貴殿らこそ、不正確な他門の伝記を頼みとして、この『糺問の邪難』の論拠としていることは、言い繕うことのできぬ自己矛盾であるといっておく。

無論、宗祖の伝記は、自門他門を問わず、成立の新古に拘わらず、内容が真実か否かによって、取捨される可きであろう。

貴殿らは知識人を装って、宗祖の伝記は「成立の新古に拘わらず、内容が真実か否か」などといっている。貴殿らの引いた『年譜攷異』等他門の文献は、先に指摘したとおり真実に反している。したがって自らその論を捨てるべきである。伝記類は一般的に古いものほど史的価値があるというのが文献学の常識である。貴殿らにとって都合の悪い御開山日興上人の『御義口伝』や日道上人の『御伝土代』、また、日朝の『元祖化導記』の史的価値を、窃かに墮とそうとしている意図がまる見えである。

しかし、貴殿が依拠した「蓮公薩埵略伝」「註画讚」の二書は、共に史界に於いて事実を潤飾多しと酷評され、史的資料としての価値は疑問視されている代物である（辻善之助・前掲書P11～P3）。

大聖人についての種々の伝記が「史界に於いて事実を潤飾多しと酷評され」ていても、何ら御説法の内容に影響を与えるものではない。なぜなら先にも述べたように、御法主人人猊下は、『註画讚』及び『蓮公薩埵略伝』を立論の依拠とは全くされていない。単なる参考として紹介されているのみであり、「貴殿が依拠した」などの莠言

をもって誣つるのも、いい加減にせよ。

他門に於いては、現存する宗祖伝記中で最古と言われる「元祖化導記」にしても、宗祖遺文を最終の依拠とし、事実には飾り少しとして、史的価値を一往評価されていると雖も、「延應元年己亥十月八日、聖寿十八歳出家説」（日蓮上人伝記集・元祖化導記上P14）を採用し、更に「建長五年閏三月説」（同P17・18）を主張する等、後世の宗祖事跡に就いての史的考証からも明らかな事実誤認が指摘されている（辻善之助・前掲書P7～P11）。「略伝」や「註画讃」を依拠とし虚空蔵への立願に対し、宗祖がその奇瑞の感得を得た日が「28日」であつたなどと推断するなどは、凡そまともな神経を有する者なら為し得ぬ業である。

「凡そまともな神経を有する者なら為し得ぬ業である」とは、まさに貴殿らのことである。何度も述べるが、御法主上人猊下の依拠されているものが『略伝』や『註画讃』ではないことは、御説法に明らかである。まともな神経の持ち主ならば、ここまでの読み誤りはできようもない。これは貴殿らの悪事のなせる業である。

御法主上人には、大聖人が宗旨建立を二十八日に定められた理由につき、『開目抄』『破良観等御書』、さらには『清澄寺大衆中』の御指南を紙背に徹して拝された上で、甚深の御指南をあそばされたことはすでに述べた。

なお、『元祖化導記』は聖滅百九十七年に身延の日朝が著した宗祖伝で、他門の伝記中では最古のものである。内容的に一長一短があることは否めないが、宗旨建立について三月としている記述に関しては、身延の歴代として『清澄寺大衆中』の御真蹟を拝し得る立場にいたのであるから、十分信頼できるものといえる。

「まだ誰も言ったことがない」と自讃していたが、誠に尤もな話で、貴殿の様な悩乱の仁でなければ到底思い付かず、言い得ぬ珍説と断ぜざるを得ぬ。そのみならず、許し難いのは、貴殿はこれ等伝記三書を引用しなから原典に當っていないと言つ失態を図らずも法話を通じて晒してしまっている点である。

虚空蔵への立願に呼应し、宗祖が虚空蔵より感得の奇瑞を得た日が、まさしく「28日」であつたと論断する唯一の論拠として、貴殿は、「蓮公薩埵略伝」中の付録年譜にあるとして左の文を引用している。「延応元年 師得度十八才、十月八日（乃至）智を虚空蔵に祈ること三七日、夢に六十余の耆宿、右手に明らかなる星の如き宝珠を擎げ吾に授く（大白法）と。が右引文は、略伝の付録年譜（正式には「蓮公大師年譜」）の何処にも見當たらずその文は正しく「註画讃」の文である。今回の法話に於いて、貴殿にとつての焦点は「二十八日の深義」のほすであり、その依文として用意した伝記三書の原文に当たることこそせず、引用も三書を混同して支離滅裂という失態は、聴衆の宗門人を愚弄していると言つ以前に、貴殿自身が物に狂い、悩乱したと断ぜざるを得ぬ。いずれにせよ「註画讃」及び「略伝」にある「延應元年己亥十月八日得度、師十八歳」との説は、先駆する元祖化導記の「延應元年己亥十八歳出家、或記云十月八日御出家也」（日蓮上人伝記集・元祖化導記P14）の一文を踏襲したのは間違いない。が昭和十年に金沢文庫で発見された宗祖自筆の授決圖多羅義集唐決上巻に依り、その奥書中、「是聖房生年十七才」との文から、古来より十六歳・十八歳の両説ある出家説の内、宗祖十八歳出家説は完膚なく斥けられている（辻善之助・前掲書P77～P96）。

当然、十月八日虚空蔵に立願を始め、三七日満じた十月二十八日明星の如き宝珠を感得したとの「註画

讚」の説などは、木っ端微塵に吹き飛んでしまう。

貴殿らの悪辣さには呆れ果てる。繰り返し述べたごとく、御法主上人猊下は他門の伝記類を依拠とはされていないのである。その悪辣さを打ち破るために、御説法中のお言葉を次に摘示する。御法主上人は、二十八日について、

まず大聖人様が宗旨建立に当たり二十八日という日を何故に選び給ったのかということより考えるべきと思います。

重要な意義を拝されるのが、冒頭に拝読した建治二年の『清澄寺大衆中』の文であります。

正文書たる先程拝読した『清澄寺大衆中』の御文を直接に徹して拝するとき、大聖人様がなぜ二十八日をもつて宗旨建立の日と定められたかの理由を、まさにお示しになっていると拝感するものであります。

と仰せられ、次に『註画讚』『蓮公薩埵略伝』については、

おそらく古伝記の寄せ集めから成ったものと思われまます。

その根拠は必ずしも明確とは言えず、これによって虚空蔵の奇瑞が二十八日とは確定はできませんが、かかる発想の意味はありつると思えます。

と仰せである。

以上のお言葉のごとく、御法主上人は、『清澄寺大衆中』を根拠とされているのである。他門の伝記類を挙げられたのは、単に紹介されているにすぎない。故に、貴殿らが他門の伝記類の文献批判をどれほど行って外的外れで、御説法に疵はつかないのである。貴殿らは「狂った神経」を持っているものだから、御説法の誹謗中傷に結

び付けようと、必死に駄文を書き付けることになるのである。

なお、『蓮公薩埵略伝』の『付録年譜』を『註画讚』と訂正する件については、貴殿らの指摘以前に御法主上人の訂正指示がなされている。

祖滅498年に成立した「高祖年譜」・「攷異」がこの新発見を待たずに、古来より十六歳・十八歳の二説ある出家説の内十八歳を斥け、十六歳を論断している点、その史的考証の精確さに驚きを禁じ得ぬ（日蓮上人伝記集・年譜攷異P10）。

貴殿らは、いかにも正確に文献を取り扱っているかのごとく思わせるが、ここでもボロが出ている。貴殿らが「精確さに驚きを禁じ得ぬ」と讃歎する『高祖年譜攷異』は、その杜撰な頭では誠にすばらしい書であろうが、事実は先に述べたごとく不正確な部分が多々存在するだけでなく、特に御書の系年は随所において間違いだらけである。貴殿らの教学が付け焼き刃であることは、このような書を師範として得々としていることにより証明されるのである。

因みに山川氏は、江戸期前後に成立する伝記類に疑念を呈しつつあく迄宗祖遺文のみを總合し、虚空蔵への立願開始時を十二歳、明星寶珠の感得の奇瑞を十六歳願満の時と領会し得るとした上で、「彼の十六歳又は十八歳の立願、三七・二十一日の断食といふが如きは、その後世の造作たるを知り得べきである」（法華思想史上の日蓮上人P468）と論断している。

貴殿らは「溺れるものは藁をもつかむ」とばかり、御法主上人の説法に反論できそうな材料を探した挙げ句、ここでは山川智応の説を挙げているが、山川智応の説は所詮、山川智応個人の意見にすぎず、御法主上人の御説法を否定する論拠には全くならない。

兎も角、貴殿の「蓮公薩埵略伝」等を引用しての、「二十八日の深義」を拝聴して、宗内からは「下手な推理小説を聴く様だ」と辛辣な酷評が後を断たぬ。我々にすれば貴殿は、世間通俗の所謂「日蓮大菩薩」と称する講談本や浪曲本の読み過ぎと、邪推せざるを得ぬ。

而も、せっかく用意したと思われる伝記三書もその原文に当たることもなく、引用も支離滅裂で、見て来た様な嘘を並べ立てる貴殿の所業は、講釈師も顔負けである。以上、貴殿の法話の基本的な問題点を指摘し了えた。

欺瞞と低レベルな内容に終始した自らの愚難を省みず、「貴殿の法話の基本的な問題点を指摘し了えた」とは、まさに増上慢・僭越の極みである。御法主上人の御説法中の「二十八日」に関する根拠は、貴殿らが証言する枝葉末節の伝記等にあるのではない。あくまでもその根拠は『清澄寺大衆中』の御文である。今年一月の唱題行最終日のお言葉の中に、

「私は、この本年の唱題行において数々の、実に有り難く不思議な体験をさせていただきました。そのなかで特に、一月二十八日の唱題行において不思議な心感を得たのであります」（大日蓮六七三 五〇頁）

と仰せられているように、一月二十八日に御法主上人猊下が感得せられた覚悟が、「開宣大法要」の御説法のもと

となつてゐるのである。

「大聖人様が宗旨建立の日を何故に二十八日とお決めになつたのか（中略）何故に大聖人様が、特に二十八日を選ばれて宗旨建立をあそばされたのか（中略）二十八日が大聖人様にある特別な理由がおりだつたのではないか」（同五二丁四頁）

と感ぜられ、改めて『清澄寺大衆中』の御文を拝されて、確証を深められたのである。故に『清澄寺大衆中』を中心とする御書を文証とされ、血脈相伝の上からの御考察を理証とされている。他門の伝記類などは立論の文証とはされていない。御説法をよくよく拝読すべきである。

以下、疑念の残る諸点に就き、貴殿の真意を糺問したい。

一、「虚空蔵菩薩を刻んだ不思議法師」という名も不思議だ」と貴殿は云うが、ならば、伝教大師最澄も、弘法大師空海も道元や法然の名も皆不思議ではないか。不思議と感ずる貴殿の真意は奈辺にあるか問い糺したい。

虚空蔵菩薩は、「大聖人の久遠元初の仏法の開顯証悟の誘引」となつた大切な役目を果たされたのである。この虚空蔵菩薩を彫んだ方が「不思議法師」と呼ばれていたのであり、

「我が一念の心不思議なる処を妙とは云ふなり」（御書四七頁）

この御金言からも、御法主上人は、この名前に不思議な因縁が感ぜられると仰せられているのである。それを不思議法師が不思議ならば、伝教大師も弘法大師も、道元や法然までも不思議ではないかと論ずること自体、意味

不明であり、不適切極まる引例である。御法主上人のお言葉を、ことさらに曲解しようとする所為といわざるを得ない。

一、「虚空蔵」という名称は、地・水・火・風・空の五大を表す。貴殿は前代未聞の珍説を述べているが、仏典に於ける虚空蔵と五大の法義上の定義は、各々、独自の系譜を有している。虚空蔵即五大とは、仏典上如何なる文拠に依るか、その文証を提示されたし。若し文証無ければ貴殿の我見・主観に過ぎず、邪見に墮す。この点貴殿の真意を問い糺したい。

当該部分の御説法においては、御法主上人には「虚空蔵」という名称について述べられているのであり、

「虚空蔵」という名称は地水火風空の五大をおのずから表しております。すなわち虚空全体のなかに地水火風の四つが蔵されており、不動のなかに動を蔵するその活動こそ、法界と一切の生命の実相であります」

(大白法五九五 二頁)

と仰せなのである。貴殿らの邪難のごとき「虚空蔵菩薩が即五大である」などと述べられてはいない。「おのずから表しております」と仰せなのである。「即」と「表」とははっきり概念が違うのだ。この場合、能表は虚空蔵、所表は地水火風空と解釈するのに法義上の定義とか独自の系譜などを引つ張り出す必要性は全然ないのである。そのような考えこそ仏典を固定化する爾前経に執われた融通のきかないものだ」と指摘する。その証拠は、『御義口伝』に「其祖転輪聖王」の文について、

「祖とは法界の異名なり、此は方便品の相性体の三如是を祖と云ふなり。此の三如是より外に転輪聖王之無

きなり」(御書一七四六頁)

との御指南について、貴殿らの固定觀念なら、「三如是と轉輪聖王の仏典における法義上の定義は、各々独自の系譜を有す、いかなる文拠によるか、文証を提示せよ」と、宗祖大聖人に喰つてかかることになる。また得大勢菩薩について、

「御義口伝に云く、得とは応身なり、大とは法身なり、勢とは報身なり」(御書一七七七頁)

との文について、「菩薩と仏とは法義上の定義は独自の系譜あり、いかにして得大勢菩薩が仏の三身であるか、文証を提示せよ」と宗祖大聖人に訴えたらどうか。疑いもなく相性体の三如是は妙法の深意より轉輪聖王を表しており、得大勢の三字も三身を表しているのだ。この場合も虚空中に一切が蔵されることは、恰も空大に四大が蔵され、また生ずることを表するに当たるのである。はたまた、貴殿らは虚空すなわち空大より他の四大が生ずることも理解できないのであろうか。日寛上人の『撰時抄文段』に、

「四大菩薩は即ち是れ地水火風の四大なり。所住の処は即ち空大なり云云」(御書文段三三九頁)

とある御指南をよくよく拝すべきである。御法主上人は、この久遠元初文底下種の仏法の本源における御本仏日蓮大聖人の悟りに約され、御書に則り御指南あそばされているのである。その久遠本源の妙法蓮華經の体内における、垂迹のあらゆる仏・菩薩、法理・法相については、当然その根本より自由自在な活釈ができるのである。御法主上人はその上からのお示しであり、貴殿らの低下な思い違いとは遙かにかけ離れているのだ。

一、貴殿は「道善房の持仏堂」と「諸仏坊の持仏堂」を、別々の場所、二つの異なる坊跡と論断している。が道善房と諸仏坊は能住の人に約すか、所住の坊跡に約すかの違いで、同一の場所にある同一の坊跡であ

ることは、全遺文を勘案し、宗祖全門家を通じての不動の定説である。因師も、道善房は、能住の「名乗」、諸仏坊は所住の「坊跡」と、明確に指摘している（『会合抄』上巻）。敢えて別の場所、別の坊跡と論断する貴殿の根拠を問い糺したい。

ここで貴殿らは、御法主上人が「開宣大法要」の御説法の中で、「道善房の持仏堂」と「諸仏坊の持仏堂」を、別々の場所、二つの異なる坊跡と論断しているというが、御法主上人は、

「何故大聖人様が二つの名称を示されたかについて、それが同一のものであると断定すべき積極的な理由は何も見当たらず、単なる推測に過ぎません」（大白法五九五 三）

と断わられた上で、

「この坊が同一の場所とすれば、大聖人様が三月の時は虚空蔵菩薩および道善房へ報恩の趣意より、『道善の房』と特にその名を挙げられ、四月は弘通の上からその坊名を用いて諸仏坊とされたとの会通ができます。

また別の坊であったとしても当時、清澄寺に相当数の坊があったことは同『清澄寺大衆中』の文に、

『東条左衛門景信が悪人として清澄のかいしゝ等をかりとり、房々の法師等を念仏者の所従にしなんとせし』（御書九四七^ジ）

とあることから明らかであり、特に三月の念仏無間の説法に驚き怒った師・道善房は自坊より退出を命じ、大聖人様のさらなる四月二十八日の説法の御意志に対し、自坊の持仏堂の使用を許さなかった故に、別の場所たる諸仏坊の持仏堂で行われたことも考えられます。『王舎城事』の、

『師にて候ひし人かんだうせしかども』（同九七六^{ベジ}）

の御文の『勘当』が三月二十八日だったとすれば、この解釈こそ相当するものであります」(同)
と、三月と四月の説法が同一の場所であった場合と、別の場所であった場合の二通りの可能性を指摘されている
のであり、決して論断されたわけではない。

その上で御法主上人は、

「四月説では両持仏堂を同所と断定しなければならぬが、その理由が明確でないのに対し、三・四月に亘る説法とすれば、以上のように明白に会通ができます。この点からも二回に亘ると解釈することが妥当と思われます」(同)

と述べられて、三月と四月に亘る説法とすれば、「道善房の持仏堂」と「諸仏坊の持仏堂」を別々の場所として明白に会通ができることから、宗旨建立は二回に亘ると解釈することが妥当であると御指南であり、実に理路整然とされている。

それに比べて貴殿らの論は、「はじめに否定ありき」で、何が何でも三月宗旨建立を否定せねばならないという至上命題があるために、「道善房と諸仏坊は(乃至)同一の場所にある同一の坊跡であることは、全遺文を勘案し、宗祖全門下を通じての不動の定説である」などと大見得を切るはめになるのである。しかし、現に御法主日顕上人は『王舎城事』の、

「師にて候ひし人かんだうせしかども」(同九七六頁)

の御文の「かんだう(勘当)」が三月二十八日だった可能性を述べられているではないか。これは道理の上から穩当な御見解であり、少なくとも、その可能性を否定することはできない。貴殿らの論は、「全遺文」を勘案するまでもなく、『王舎城事』一書だけでも破綻が明らかである。まして「宗祖全門下」などというが、それはこの場合

日興上人御統率の日蓮正宗以外の宗祖全門下との意味となる。つまりそれは身延日蓮宗等の謗法全門下ということであるが、なぜそのようなものの定説が有り難いのか。どれほど多数の人が認める定説であったとしても、謗法の邪義はどこまでも邪義である。貴殿ら離脱僧には、正統門家の誇りなど微塵も残らず消え失せて、性根から腐臭を放っていることに驚きを禁じ得ないのである。

要するに、腐り切った貴殿らの論は、創価学会員を欺き、未永く創価学会につなぎ止めておくための論であるから、このような嘘と捏造にまみれた、矛盾だらけの内容となっているのである。

一、興師自筆として貴殿が引用せる「安国論問答」は、後欠の未完本であり、著述年月日と、筆述者の名及び花押の所謂「奥書」が欠落して居る。これは古筆考証の上では致命的な欠陥と言われている。更に、堀上人は同書内に、民部阿闍梨日向の金綱集内の全き類文が混入していると、指摘している。その上で「この書をもって池上本門寺における大聖人の安国論の御講の筆記とすることは大いに当を失しておる」（興師詳伝P413）と論断して居る。貴殿が石山の正義を真に思うなら、同書の原文を宗内外に公開し、厳正な古筆考証を経た上で、紛れもない真筆であるとの確証を得るべきである。貴殿にその勇氣ありや否や問い糺したい。以上

貴殿らは、『安国論問答』が日興上人の御正筆であることに疑義を挿むが、結論からいえば、大石寺に蔵される『安国論問答』の表紙には、貴殿らが認めるところの不世出の碩徳であられる日亨上人が「開山上人安国論問答」と自らの筆でお書き添えになられ、日興上人の御正筆であるとお認めになっている以上、日興上人御正筆は揺る

ぎない。「古筆考証」を持ち出すのは、不相伝家の常套手段である。詳細はすでに破折してある。(本書九〜一一頁参照)

以上四点の邪難は、どれも御法主人猊下の御説法の一部を無理やりに問題点と称したにすぎず、的外れの問いにほかならないのである。

最後に付言すれば、一時間半に及び、廻りくどく宗旨建立の三月四月の両義を開示した貴殿の真の狙いは、昭和27年に立宗700年を祝し刊行された、不世出の碩徳堀上人の「御書全集」の抹殺にあることは明確である。と同時に、それは立宗700年から立宗750年に亘る、宗門の歴史の抹殺・空白化でもあろう。言を換えればこの五十年間に涌現した、宗創一体となつての流布の歴史の抹殺こそ黒闇の怨嫉の一念に突き動かされた、貴殿の真の狙いと、断ぜざるを得ぬ。

貴殿らは御書の三月と四月の記述のみを捉えて、『御書全集』の抹殺などというが、それは単なる邪推である。現に昭和四十一年に日達上人の監修で発行された『昭和新定御書』では、三月宗旨建立との伝承の御書については三月と記してある。これは『御書全集』の抹殺でもなければ否定でもない。現に両御書は長年に亘って宗門において使用されてきたのである。

現在、宗門では日常的に『平成新編御書』を拝読しているが、これは創価学会の邪義を糺していく中に、宗門が『御書全集』を使用できなくなり、その中で顕れた御書であることは誰の目にも明らかである。

また、「宗創一体」などといっているが、どこが一体であったといえるのか。邪悪な正体を隠し、宗門を隠れ蓑

として、その庇護のもとに邪悪の芽を膨らませていったのは池田大作率いる創価学会であり、昭和五十二年の教義逸脱の折は何とか糊塗したものの、窃かに時期を窺い、時至つて平成二年に再び邪義を構えて宗門に敵対したのは創価学会にほかならないのである。「宗創一体となつての流布の歴史」の抹殺とは、よくもぬけぬけといえたものである。ここまでして、創価学会に媚を売らなければならない貴殿らの姿は誠に哀れである。創価学会の謗法を厳しく指弾なされた日達上人もさぞ悲しまれていることであろう。

達師による大客殿・正本堂の威業は、この五十年に亘る宗創一体の広布の流れの一面が、歴史の事相に顕れた結晶に他ならぬ。が事は理を離れ存する道理はない。この「事相」の顕現は、「理」の整合、宗祖本仏の法義の補完とも言える石山初の宗祖御遺文全篇の編纂刊行に、その淵源を有するは他言を要すまい。その美拳が、昭和二十七年刊行願主となつた創価学会戸田城聖第二代会長の熱情、更にその熱情に呼応した不世出の碩徳堀上人、この二人の権者の和合に依つたことは、御書全集の「発刊の辞」及び「序」に明らかである。この「理」の完美の上に、池田大作第三代会長の孜孜嘗々の広布への熱誠に依り、「一閻浮提」と言つ御金言を現実の射程に入れた「事」の上の流布の一大潮流が、全世界を覆いつつある現実は萬人の認める処である。

誠に貴殿らにして言い得る自己本意の言い分である。その奥には、貴殿ら自身の存在意義を美化せんとの意もあろうが、所詮謗法の創価学会に付き従つた者共である。いくら日達上人を立てるように繕いの言葉を述べても、今日の創価学会を日達上人がお許しにならないことは明確である。事実、日達上人は、

「日蓮正宗の教義が、一閻浮提に敷衍していつてこそ、広宣流布であるべきであります。日蓮正宗の教義でないものが一閻浮提に広がっても、それは広宣流布とは言えないのであります」（大日蓮三四二二〇頁）と厳然と御指南なされている。貴殿らは「事」の上の流布の「一大潮流」というが、この日達上人の御指南からも、まさにまやかしの広布であり、このことは学会員の様々な不幸の現証により証明されるのである。御戒壇様を離れながら広宣流布・広宣流布というが、一体何を広宣流布するというのか。また「事相」をいうなら、日蓮正宗より破門となり、大謗法団体となり下がった創価学会の「事」の姿こそ、その「理」たる思想信心の濁りを証明するものである。

さらに『御書全集』が使用できないような今日の状況になったのも、創価学会の蒔いた種によるのである。しかし日蓮正宗は、創価学会の悪意に満ちた誹謗中傷をもとめせず、凜然と大法を護持あそばされる御法主日顕上人猥下のもと、僧俗一致して懸命に広布への前進を図る中、研鑽に励み、『御書全集』を編纂あそばされた日亨上人をはじめ、御歴代上人にもお喜びいただける、ほぼ完璧な御書を刊行することができた。すなわち、先には一般法華講信徒の拝読のために『平成新編日蓮大聖人御書』を発刊し、そして宗旨建立七五十年を慶祝し奉り、専門的研鑽のために『平成校訂日蓮大聖人御書』（第一巻）を、御本仏日蓮大聖人の御宝前にお供えし奉ることができたのである。

こうして一切衆生救済のための礎を着々と築きゆく、日蓮正宗僧俗の歩みこそ、真の広宣流布を実現する唯一の方途なのである。

貴殿の一念に宿った破壊の魔性は、既に先師日達上人の事相の上に遂げられた偉業、大客殿・正本堂を

破壊し尽くした。それに止まらず貴殿の魔性は、立宗750年の佳節を機に遂に、その事相の淵源、不世出の碩徳堀上人の「御書全集」の抹削・破壊にその魔手を延ばしたと断ぜざるを得ぬ。が我々はこの佳節に現じた大悪は未来の大善の招来する瑞相と拝したい。

平成十年の新客殿建立は、創価学会の『ニセ本尊』配布により、それに呼応するかのごとく起こった、阪神淡路大震災が機縁となっていることは周知の事実である。また正本堂解体も、池田大作はじめ創価学会の謗法を一掃するためであったことは、宗内の等しく認めるところである。御法主上人は、

「大聖人様の御指南によるところの本門戒壇建立という重大事について、凡夫の簡単な見解のみをもってこれを断ずるということは、まことに大きな誤りでありました。その池田大作の謗法が元となって造られたのがあの正本堂でありました。したがって正本堂が存在するということは、謗法・邪宗の創価学会の精神がいつまでも総本山に存在するということでありまして、これは我々日蓮正宗の正しい僧侶と信徒がこれから真の広宣流布を行いつつ、即身成仏の大功德を受けていく上において、大きな障害となるのであります」

(大日蓮六五五 六三頁)

と明確に池田大作はじめ創価学会の謗法について仰せである。総本山では奉安堂建設の槌音も勇ましく、法界を浄化せんと響き渡っている。現在その雄大な姿を現した奉安堂こそ、御戒壇様を荘厳せんとする宗内僧俗の信心の赤誠であり、破邪顕正の願業の顕れである。正本堂は、大聖人の仏法を唯一信受し奉る日蓮正宗の僧俗の総意をもって解体・撤去されたのであるということ、貴殿らは銘記すべきである。

なお、貴殿らのいう『御書全集』の抹削・破壊にその魔手を延ばしたとは、全く謂われなき言い掛かりであ

り、被害妄想の最たるものと断じておく。

巷間、貴殿に対し「三大秘法破壊の偽法主」との声を聴く。しかし、我々にすれば、それは貴殿への過賞であり容易に首肯し得るものではない。貴殿如き偽法主が、どうして宗祖三大秘法の根源を破壊し得ようか。同盟の総意を以て我々は貴殿に念告したい。

宗祖の残された大御本尊を「一閻浮提総与」という、御本仏の元意に約して仰ぎ奉る、この現実の上で如如実実と躍動する信行の上に始めて開展する宗祖三大秘法の根源は、金剛不壊であり、貴殿如き悩乱の法主が千人萬人惹起しようとも、微動だにするものではないと。

貴殿らの最後の言は、誠に支離滅裂な「三大秘法の根源論」といべきものであり、奇怪極まる代物である。その論たるや、本門戒壇の大御本尊に背き、御法主上人に対する誹謗の大罪に起因する「若悩乱者頭破七分」の姿そのものに成り果てている。

以上、本書で破折したように、貴殿らの論はその理屈の悉くが邪義である。虚心坦懐に本書を読み、創価学会に身を置く自らの非を猛省せよ。

日興上人は『遺誠置文』に、

「一、謗法の供養を請くべからざる事」（御書一八八五頁）

と誠められている。貴殿ら離脱僧は、いやしくも一度は出家した身ではないか。大謗法者である池田大作に施しを哀願することを深く恥じねばならない。もしも一分の善心あるならば、懺悔し、袈裟・衣と道号を下種三宝尊

『糺問の邪難』を粉碎す

に
お
返
し
し
て
一
か
ら
出
直
す
入
き
で
あ
る。

以
上

平成十四年五月十日 発行

(旧曆三月二十八日)

編者 日蓮正宗

青年僧侶邪義破折班

静岡県富士宮市上奈二〇五七番地

